

第1次 高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン

【令和5年度～令和9年度】

(改定案)

令和5年6月 策定

令和8年 月 改定

高知市

はじめに

市内の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、その多様な事業活動を通じて各種製品やサービスを提供するとともに、地域の経済と雇用を下支えし、地域社会の担い手として、高知市の発展と市民生活の向上に寄与しています。

しかしながら、少子高齢化の進行により市場規模の縮小や労働力人口の減少が進む中、近年では人手不足や物価の上昇、エネルギーコストの高騰など、企業を取り巻く経済環境は一層厳しさを増しています。

中小企業・小規模企業を振興し、経済の持続的な成長と市民生活の向上を図るためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現に向けた取組が必要です。

こうしたことから本市では、中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、令和4（2022）年7月に「高知市中小企業・小規模企業振興条例」（令和4年条例第33号）（以下、「振興条例」という。）を制定しました。振興条例では、下の基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興のための施策（以下、「振興施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することとし、令和5（2023）年6月には、令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」（以下、「戦略プラン」という。）を策定しました。

令和7年度は、この戦略プランの計画期間の中間年にあたり、策定時と比べ企業を取り巻く環境が大きく変化していることから、現状を踏まえ、より実効性の高いプランとするため、戦略プランの見直しを行いました。今後も、中小企業・小規模企業の実情に即した施策の展開を図り、「地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち・高知市」の実現をめざしてまいります。

【基本理念】（振興条例第3条）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本市経済の発展及び雇用の機会の創出を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が次代を担う若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進されなければならない。

5 中小企業・小規模企業の振興は、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進されなければならない。

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 戦略プランの中間見直しの概要について | 4 |
| 1 中間見直しの経緯と趣旨 | 4 |
| 2 中間見直しの位置付け | 4 |
| 3 戦略プランにおける重点事項の中間評価 | 4 |
| 4 アンケート調査により把握された新たな課題について | 11 |
| 5 中間見直しの基本的な方向性 | 12 |
| | |
| 第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く環境 | 14 |
| 1 社会・経済状況 | 14 |
| 2 市域の中小企業・小規模企業の現状 | 16 |
| | |
| 第3章 戦略プランについて | 25 |
| 1 戦略プランの趣旨 | 25 |
| 2 戦略プランの基本的なビジョン | 25 |
| 3 戦略プランの位置付け | 26 |
| 4 戦略プランの計画期間 | 26 |
| 5 戦略プランにおける中小企業・小規模企業の定義 | 27 |
| 6 展開する方針・取組 | 28 |
| 基本方針－1 経営基盤の強化 | 29 |
| 基本方針－2 経営安定化の促進 | 34 |
| 基本方針－3 人材育成・人材確保の促進 | 41 |
| 基本方針－4 事業承継の円滑化 | 48 |
| 基本方針－5 創業・起業の促進 | 50 |
| 基本方針－6 新商品開発・販路開拓の促進 | 53 |
| 基本方針－7 地域内循環の促進 | 57 |
| | |
| 第4章 推進と管理の仕組み | 61 |
| 1 推進体制 | 61 |
| 2 進捗管理 | 61 |
| 3 SDGsとの関連性 | 62 |
| | |
| 資料1 高知市中小企業・小規模企業振興条例 | 63 |
| 資料2 高知市中小企業・小規模企業振興審議会規則 | 67 |

第1章 戦略プランの中間見直しの概要について

1 中間見直しの経緯と趣旨

高知市では、令和4（2022）年に「中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、令和5（2023）年には同条例に基づく「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定しました。

しかし、その後の物価やエネルギー価格の高騰、更なる人手不足の進行など、企業を取り巻く環境は大きく変化しており、策定当時との間にギャップが生じています。

このため、計画期間の中間年にあたる令和7年度に、市内中小企業・小規模企業の現状を把握するためのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、その結果を踏まえて、現状に即した実効性の高いプランとなるよう戦略プランの見直しを行いました。

2 中間見直しの位置付け

今回の見直しは、当初に策定した基本方針や目的は維持しつつ、社会や経済の変化、そして企業の実情や課題を反映してプランの実効性を高めるための「中間見直し」と位置づけています。計画全体を作り直すのではなく、これまでの取組を引き継ぎながら、重点施策や支援の方向性を現状に即した形で調整することを目的としています。具体的には、緊急性や効果が高い施策は継続して実施するとともに、新たに判明した課題やニーズに応じた施策を追加し、実績が乏しいものや効果が限定的な施策については整理・統合や廃止を行っています。

3 戦略プランにおける重点事項の中間評価

本戦略プランでは、以下の4つの事項に関連する取組を重点的に推進しており、今回の中間見直しでは、アンケート調査の結果をもとに評価し、課題と支援方針を整理します。

| | |
|-------|--|
| 重点事項1 | デジタル社会、グリーン社会を見据えた中小企業・小規模企業の経営基盤を強化する |
| 重点事項2 | 中小企業・小規模企業の経営環境激変への影響を緩和する |
| 重点事項3 | 中小企業・小規模企業の人材を確保する |
| 重点事項4 | 中小企業・小規模企業の稼ぐ力を強化する |

重点事項1

デジタル社会、グリーン社会を見据えた中小企業・小規模企業の経営基盤を強化する

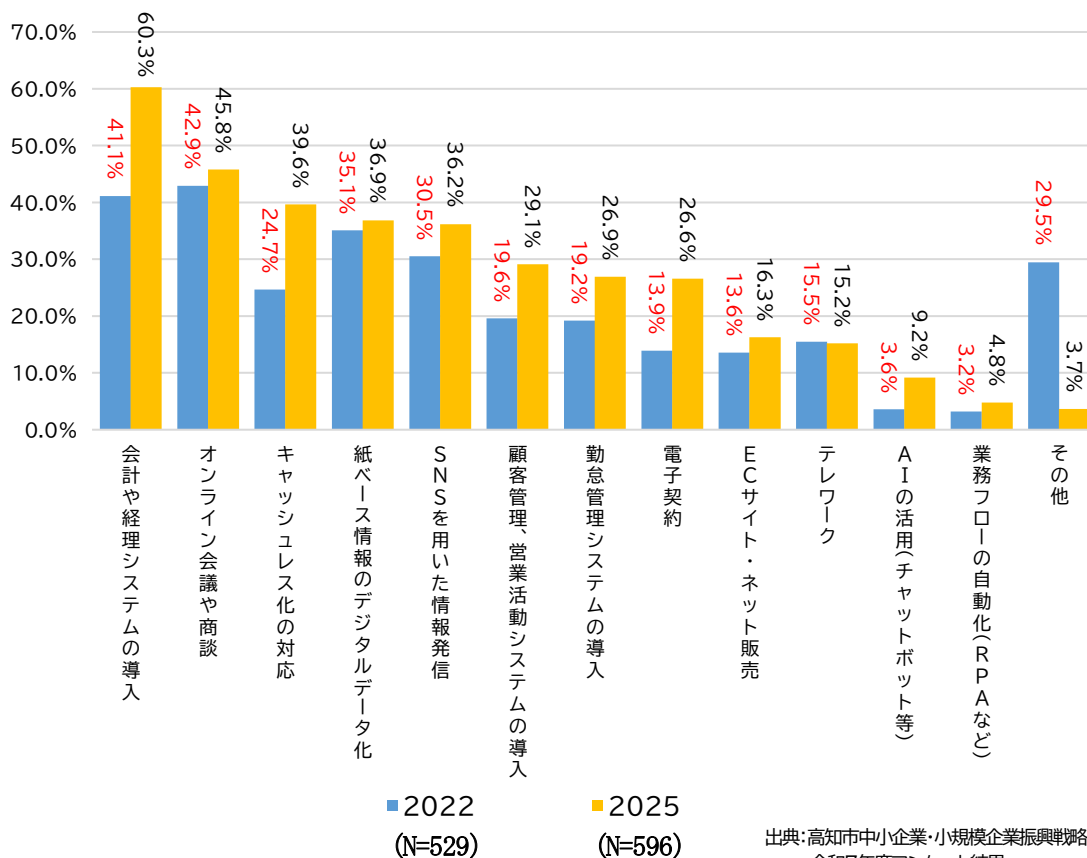
■ デジタル社会の基盤強化について

アンケート調査による市内中小企業のデジタルツールの導入率の推移を見ると、直近の3年間で大きく進展しています。特に会計・経理システムは41.1%から60.3%へと大幅に増加し、バックオフィス業務のデジタル化が加速しています。また、キャッシュレス決済(24.7%→39.6%)、電子契約(13.9%→26.6%)も着実に拡大しており、企業活動の効率化が進んでいます。

また、オンライン会議は42.9%から45.8%と高い普及率を維持し、コロナ禍で定着した活用が継続しています。テレワークは横ばいで推移しているものの、AI活用は3.6%から9.2%へと約2.5倍に増加し、新たなツールの活用が広がっています。

これらの結果から、高知市の中小企業におけるデジタル化の取組は、全体として着実に進展していることが確認されました。

デジタルツール導入の推移(2022調査と2025調査の比較)



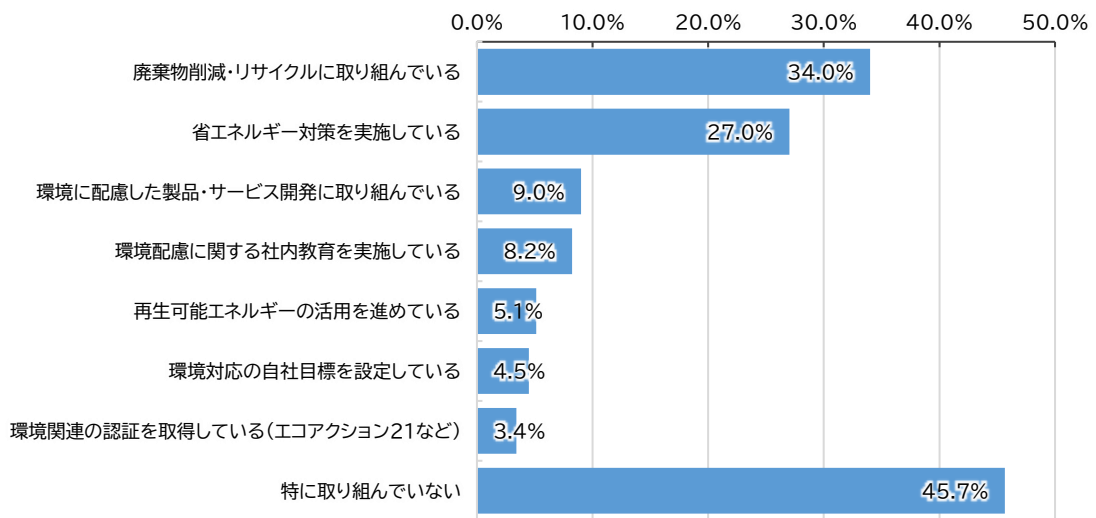
出典:高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

■ グリーン社会の基盤強化について

アンケート結果を見ると、過半数（54.3%）の企業が何らかの環境対策に取り組んでいます。具体的には、「廃棄物削減・リサイクルに取り組んでいる」が34.0%で最も多く、次いで「省エネルギー対策を実施している」が27.0%、「環境に配慮した製品・サービス開発に取り組んでいる」が9.0%となっています。

このことから、廃棄物削減・リサイクルや省エネルギー対策といった、身近で取り組みやすく企業のコスト削減にも直結する分野から着手が進んでおり、実用性が高く効果が分かりやすい取組が優先される傾向がうかがえます。

環境に配慮した経営への取組状況



(N=644)

出典:高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

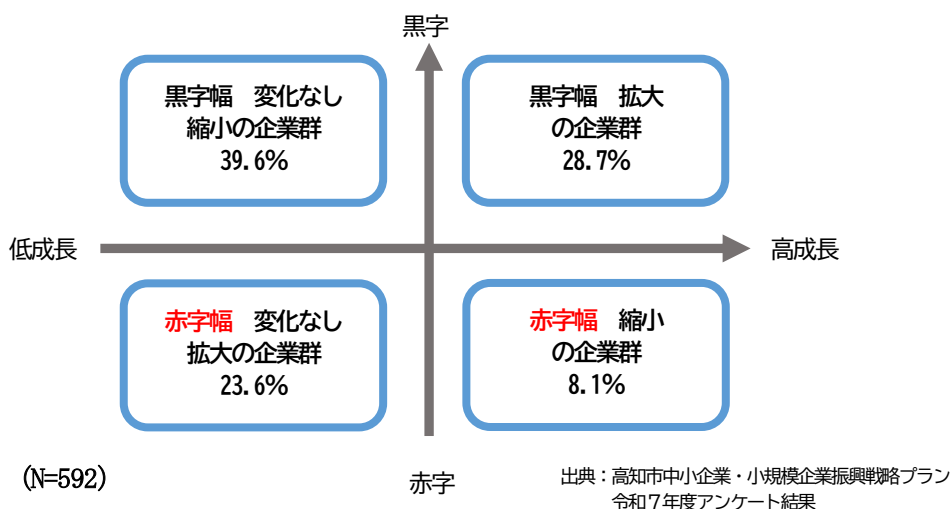
重点事項2

中小企業・小規模企業の経営環境激変への影響を緩和する

■ 黒字企業の割合について

黒字企業の割合について、アンケート調査の結果を見ると、高知市の中小企業・小規模企業の営業利益は全体として概ね堅調であることが確認されます。およそ7割の企業が黒字を維持しており、そのうち約4分の1は収益と成長の両面で優れている「黒字幅 拡大」の企業群に該当し、利益が増加しています。一方で、約3割の企業は赤字の状況にあり、その多くは「赤字幅 変化なし 拡大」の企業群に属しており、赤字幅が拡大しているケースが見られます。

収益性・成長性マトリクスによる企業分類



■ 各種コストの価格転嫁の状況について

アンケート調査の結果、高知市の中小企業・小規模企業では、コスト上昇分を価格に転嫁することが全般的に難しいことが明らかになりました。原材料の価格転嫁について「十分にできている」(80%以上転嫁)「ある程度できている」(50%以上転嫁)と回答した事業者の率は50.4%にとどまり、半数の企業がコスト上昇を価格に反映できていない状況です。

項目別に見ると、エネルギーコストや人件費の転嫁は更に困難で、得に人件費については、約3割の企業が「ほとんど転嫁できていない」(転嫁率20%未満)と回答しており、賃金の上昇分を価格に反映できない企業が多いことが示されています。

価格転嫁の状況

| コスト項目 | 価格転嫁 成功率 |
|-------|-------------|
| 原材料 | 50.4% |
| 人件費 | 40.2% |
| エネルギー | 36.3% |

(価格転嫁成功率: 転嫁率50%以上と回答した割合)

| 業種 | 価格転嫁 成功率 |
|----------|-------------|
| 製造業 | 70.3% |
| 建設業 | 63.6% |
| 生活関連サービス | 37.0% |
| 医療福祉 | 36.4% |

出典：高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

重点事項3

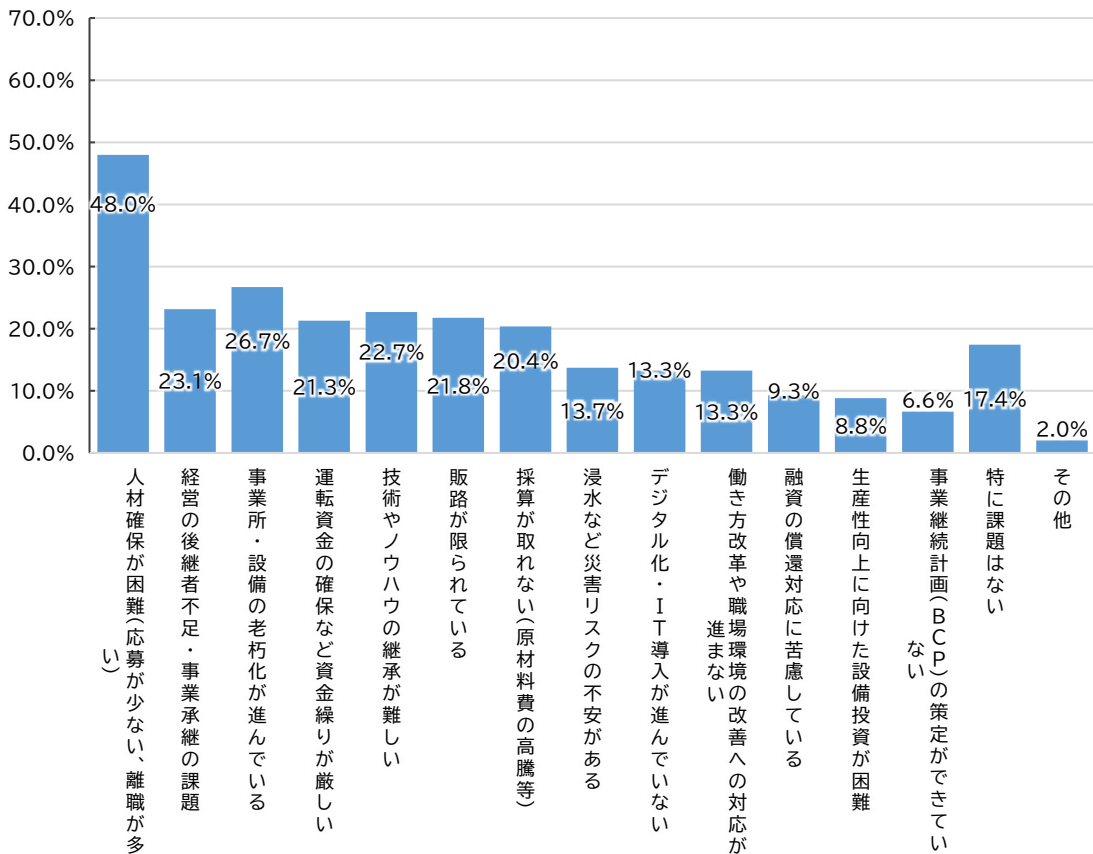
中小企業・小規模企業の人材を確保する

■ 主な経営課題として「人材確保の困難」をあげる事業者が最多

アンケート調査の結果では、現在の主な経営課題として「人材確保の困難（応募者が少ない、離職が多い）」を挙げる企業が最も多く、全体の約半数（48.0%）に達しました。

次いで「事業所・設備の老朽化が進んでいる」が26.7%、「経営の後継者不足・事業承継の課題」が23.1%となっており、人材確保と事業基盤の維持が主要な経営課題となっていることがうかがえます。

主な経営課題



(N=648)

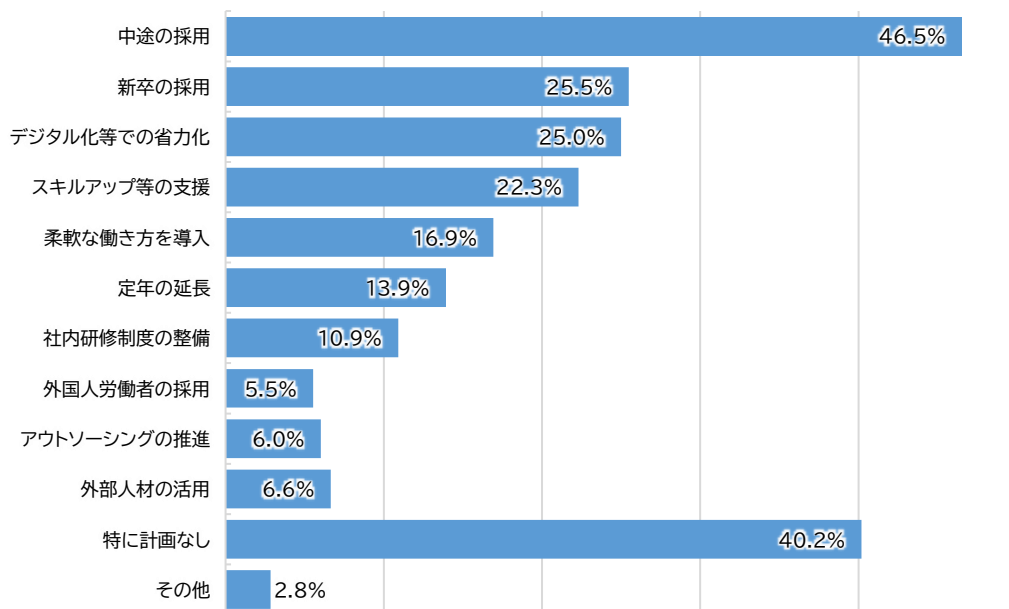
出典：高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

■ 今後重視する採用施策について

アンケート結果によると、今後重視する採用施策として「中途採用に関する課題」を挙げた企業の割合が46.5%と突出して高くなっています。過去の調査でも同様の傾向が見られることから、中小企業にとって中途採用は引き続き最重要の課題の一つであると位置づけられます。

また、「新卒採用」を重視する企業が25.5%であるのに加え、「デジタル化や先端設備の導入による省力化」を重視する企業が25.0%と並んで多く見られました。こうした結果は、多くの企業が人手不足を前提に経営体制を見直そうとしており、採用だけでなく業務の省力化や生産性向上にも力を入れようとしていることを示しています。

重視する採用施策



(N=632)

出典:高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

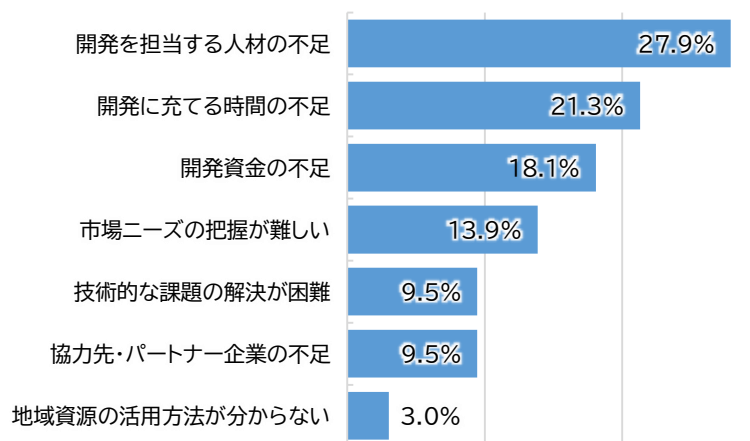
重点事項4

中小企業・小規模企業の稼ぐ力を強化する

■ 新商品開発における課題

アンケート結果によると、新しい取組や商品・サービスの開発意欲が高い業種は、宿泊・飲食業や生活関連サービス業などに多く見られました。こうした業種では、魅力的な新商品やサービスを生み出そうという意欲はあるものの、開発を進める上で資金や人材、開発に充てる時間といった社内のリソースが不足していることが課題として多く挙がっています。

新商品開発における課題



(N=618)

出典：高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン
令和7年度アンケート結果

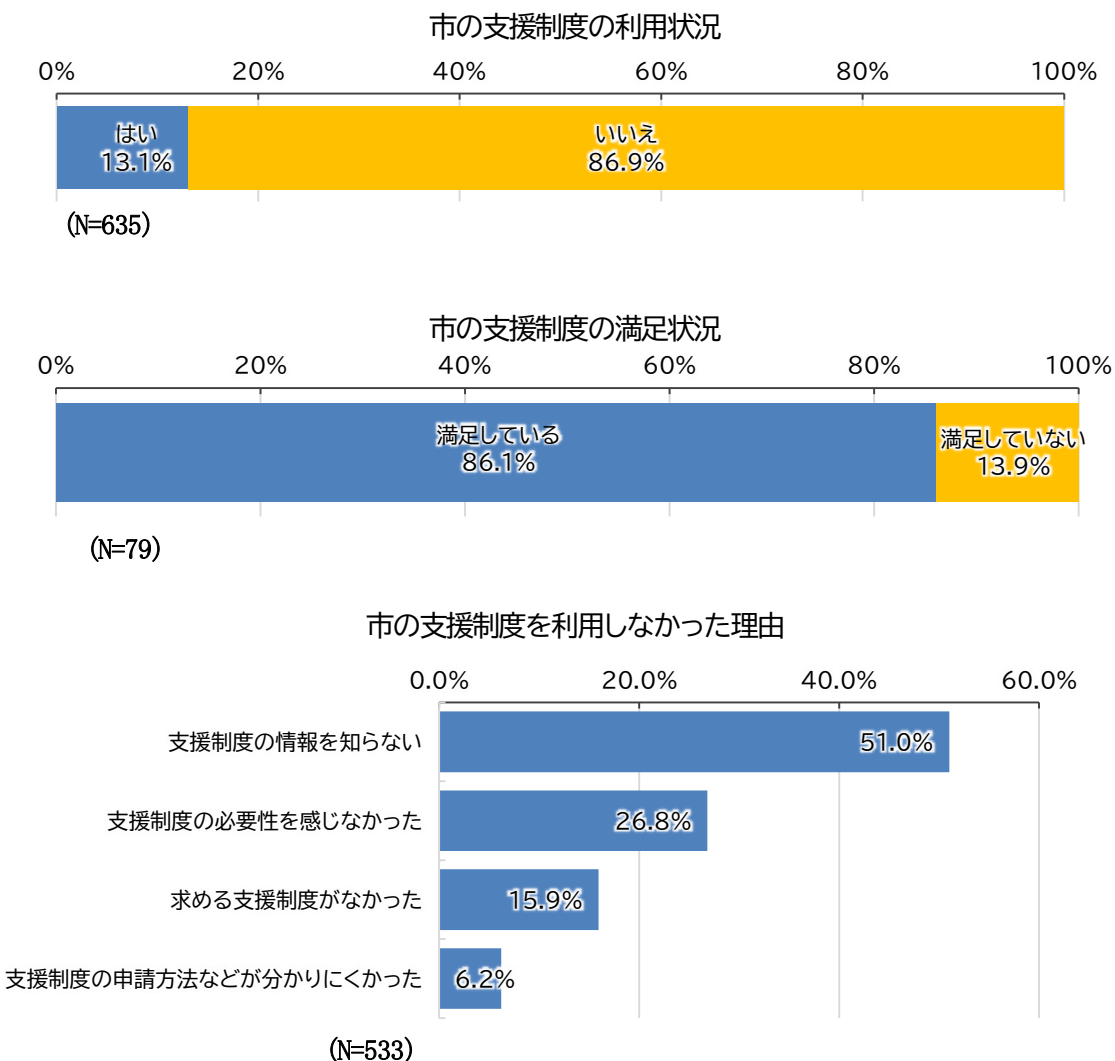
4 アンケート調査により把握された新たな課題について

■ 情報発信の強化の必要性

事業者アンケートの結果、本市では多様な支援施策を展開しているものの、制度の利用率は13.1%と低く、多くの事業者十分に浸透していないことが明らかになりました。一方、制度を利用した企業の満足度は86.1%と高く、施策そのものの内容は評価されています。

最大の課題は、支援制度に関する情報が事業者が届きにくい点です。特に小規模企業では、日常業務の繁忙や人員不足のため、必要な情報にアクセスする機会が限られ、制度の存在自体を知らないケースが少なくありません。中規模企業では、「自社に合う制度が分からない」「必要性を感じにくい」といった認識が比較的高く、企業規模や状況によって支援ニーズに差があることも確認されました。

さらに、市だけでなく県や国など複数の主体が中小企業向け支援を提供しているため、情報が分散しており、行政内部においても内容の更新や把握が容易ではありません。このため、情報の整理と一元化が求められます。



5 中間見直しの基本的な方向性

改訂プランは「中間見直し」としての位置づけであり、4つの重点事項について、これまでの取組を踏まえつつ、アンケート調査により新たに把握した課題に対応するものです。事業者が市の支援制度に関する情報に十分アクセスできていない現状を踏まえ、4つの重点事項に共通する取組として「情報発信の強化」を追加し、事業者が支援施策を効果的に活用できる環境の整備を図ります。

共通重点事項（情報発信の強化）

アンケート調査の結果、市では多様な支援施策を展開しているものの、十分に周知されておらず、制度の存在や内容が事業者が届きにくいことが課題として明らかになりました。改定プランでは、こうした状況を踏まえ、「情報発信の強化」を共通の重点事項として位置づけ、必要な事業者に必要な情報が確実に届く体制づくりを進めます。

支援制度そのものの充実に加え、「必要とする事業者に情報が確実に届くこと」が、制度の効果を最大限発揮する鍵となります。今後は、施策の分かりやすさと情報の届け方を改善し、制度の認知不足とニーズとの不一致を解消することで、より多くの事業者が支援を活用できる環境を整えていきます。

重点事項1（経営基盤の強化：デジタル化・グリーン化）

高知市の中小企業・小規模企業におけるデジタル化の取組は着実に進展しています。今後は、会計・経理システムやキャッシュレス決済、電子契約などのデジタルツール導入をさらに促進し、バックオフィス業務の効率化を支援します。また、先端設備の導入やAI等の新たなデジタル技術の活用により、労働生産性の向上や成長分野への対応を後押しします。

小規模企業で取組が十分に進んでいないことを踏まえ、基礎的なデジタル化支援を継続するとともに、業種や事業形態に応じたきめ細やかな支援を実施します。これらの取組を通じて、市全体としてのデジタル化を推進し、持続的な成長につなげます。

環境面では、廃棄物削減・リサイクル、省エネルギー対策、歩留まり改善など、企業活動の経費削減につながる取組を支援し、実務上の効果を重視しながら企業の持続可能性と競争力を強化します。小規模企業にも分かりやすく意義を伝える啓発に注力し、実践しやすい手法や成功事例を提示することで、初期コストや人的負担が少なくても効果が得られることを周知し、地域全体への環境配慮経営の浸透を図ります。

重点事項2（経営環境変化への影響緩和：価格転嫁等）

原材料費やエネルギー価格の高騰、物価上昇などの影響を受ける企業に対して、経営の安定化に資する支援を継続的に行います。特に価格転嫁が困難な企業には、適切な価格転嫁の支援に加え、生産性向上やコスト削減につながる設備投資やICT導入を促進し、経営環境の変化に対応できる体制づくりを後押しします。

また、金融機関や商工団体、保証協会など関係機関との連携を強化し、企業からの相談や要望に応じて資金繰りや経営改善の支援につなげる体制を整備し、地域企業の安定経営を包括的に支援します。

重点事項3（人材の確保・育成）

人材確保が最も大きな課題となっている現状を踏まえ、中途採用と新卒採用の双方に対する支援を強化するとともに、企業と求職者のマッチング支援を充実させます。また、人材育成や研修機会の拡充を通じて、既存人材のスキル向上と働きやすい職場環境づくりを支援し、定着率の向上を図ります。

さらに、外部人材や外国人材の活用を推進し、多様な人材を受け入れられる柔軟な組織運営を支援します。加えて、若年層の流出抑制に取り組むとともに、人手不足を前提とした経営を志向する企業には、先端設備導入などによる省力化・効率化を支援します。

後継者不足については、関係機関と連携した事業承継支援を推進し、地域企業の持続的な経営基盤の確保につなげます。

重点事項4（稼ぐ力の強化：新商品開発・販路開拓等）

企業の収益力向上を目的として、新商品・サービスの開発支援や販路開拓支援を一層強化します。デジタルマーケティングやオンライン販売に加え、ふるさと納税など地域資源を活用した販路拡大策も推進し、市場拡大の機会を広げます。

また、資金・人材・時間といった社内資源の制約を補う人材支援メニューを提供し、企業の「稼ぐ力」を着実に高めます。

創業・新事業支援については、高知県、こうちスタートアップパーク、高知イノベーションベース、金融機関、よろず支援拠点、商工会議所などの関係機関と連携し、創業から事業定着までを支援します。さらに、産業用地の確保に関しては、産業団地の直接整備の検討や地域未来投資促進法などの制度活用を進め、企業の立地・拡張ニーズに柔軟に対応できる方策を研究します。

1 社会・経済状況

(1) 人口減少・高齢化

日本の総人口は、国勢調査によると平成20（2008）年の約1億2,800万人をピークに減少が続いており、令和38（2056）年には1億人を下回ると予測されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

令和6（2024）年の出生数は68万6061人（前年比▲4万1227人）と過去最低を更新し、少子化の加速が顕著となっています。これに伴い、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあり、労働力不足が経済や地域社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、我が国の高齢化率（65歳以上人口の割合）は令和6（2023）年10月時点で29.3%に達し、世界で最も高い水準にあります。高齢化の進行は経営者層にも及び、企業経営者の平均年齢は令和6（2024）年時点で60.7歳（中小企業白書（2024））とされ、事業承継の遅れや後継者不在が一層深刻化しています。

(2) 成長型経済への転換と課題

国の「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（2024（令和6）年12月25日閣議了解）では、日本経済は現在、長年続いたコスト抑制型構造から脱却し、デフレに戻ることなく「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現できるかどうかの分岐点にあるとされています。

政府は、物価上昇を安定的に上回る賃金上昇を実現することで、持続可能な経済成長の確立を目指しており、賃上げによる家計の改善を通じた個人消費の回復、企業の設備投資の堅調な推移が期待されています。

背景には、最低賃金の引き上げや価格転嫁の円滑化、労働市場改革などの政策があり、「人への投資」や「省力化・高付加価値化への投資」が今後の成長を支える重要な要素とされています。

一方で、海外経済の不確実性や金融市場の変動、金利の上昇といったリスク要因は依然として残っており、国内経済への影響についても引き続き慎重な対応が求められます。

(3) 持続可能な経営のための資源活用と市場対応

近年のエネルギー価格や原材料費の高騰、資源供給の不安定化を受けて、企業は資源利用やエネルギー消費の見直しを迫られています。省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用、設備の効率化は、環境への配慮とともにコスト削減や経営効率の向上を実現する重要な方策です。

環境対応と経営合理性は切り離せない課題であり、特にエネルギー依存度の高い業種では、資源価格の変動に強い安定した経営基盤の構築が求められています。

また、デジタル技術の進展により、オンライン会議やテレワーク、キャッシュレス決済、業務のクラウド化などが一般化し、企業活動の効率化や人手不足対策に寄与しています。

さらに、人口減少と社会の成熟化により、国内市場では需要の飽和と消費者ニーズの多様化が進んでおり、標準化された商品やサービスだけでは競争力の維持が困難となっています。顧客の期待に応える独自性や付加価値を備えた商品・サービスの提供が、企業の持続的成長の鍵となっています。

(4) 国の取組

国においては、平成11年(1999)年の中小企業基本法の抜本改正や、平成26(2014)年の小規模企業振興基本法の制定を経て、小規模企業政策の体系的な整備が進められてきました。こうした流れを踏まえ、令和7(2025)年3月には、第3期「小規模企業振興基本計画」が策定されています。

近年、小規模事業者を取り巻く環境は急速に変化しており、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、国際情勢による原材料価格の高騰や多発する自然災害など、外的要因が経営に大きな影響を与えています。

一方で、令和5年度に過去最高水準の設備投資が記録され、賃上げ率も33年ぶりに5%を超えるなど、日本経済は大きな転換点を迎えています。

こうした中、政府は、日本の全企業数の大部分を占め、雇用の約7割、付加価値の約5割を担う中小・小規模企業に対し、「稼ぐ力」の強化と、地域課題の解決に資する新たな需要創出への挑戦を促す方針を示しています。地域社会の持続可能性を確保する観点からも、その維持・成長は極めて重要です。

このため、第3期「小規模企業振興基本計画」では、小規模事業者の経営力強化や多様な課題への対応を支援するため、「伴走型支援」の重要性が強調されています。国・自治体・地域支援機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、地域全体で小規模事業者を包括的に支える体制の構築が求められています。

(5) 高知県の取組

高知県では、従来の「産業振興計画」などでは十分に対応できなかった分野が存在し、中小企業振興の理念を県全体で共有する枠組みが不足していたことから、2021年(令和3年)3月に「高知県中小企業・小規模企業振興条例」を制定しました。

この条例に基づき、令和4(2022)年3月に「高知県中小企業・小規模企業振興指針」が策定され、令和7(2025)年3月に改定が行われました。

同指針では、人口減少が進行する中においても、地域の中小・小規模事業所が「事業を継続」し、かつ「成長」を実現することを目標としており、中小企業の持続的な成長には、IT・デジタル技術の導入による生産性向上や、省エネルギーの推進による「稼ぐ力」の強化が不可

欠であるとし、賃金引き上げと価格転嫁の好循環を通じた事業継続と人材（担い手）確保を基本方針として掲げています。

「オール高知」の体制のもと、中小企業・小規模企業の安定的な経営と成長を支援し、その成果と課題を公正に検証しながら、継続的に施策を改善する仕組みを整えています。

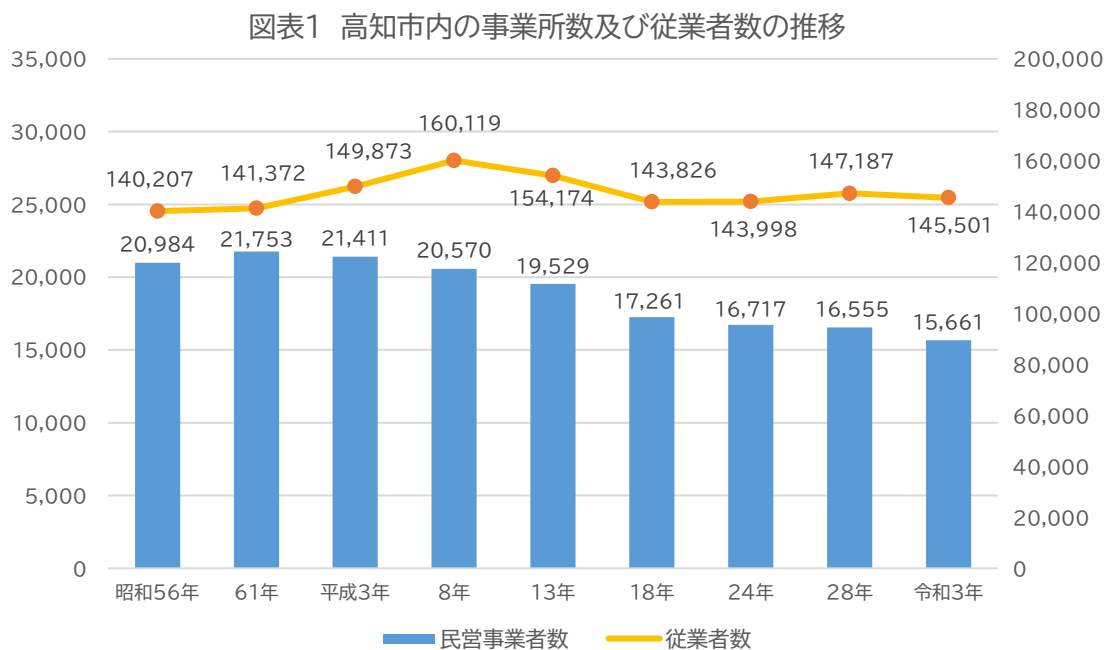
2 市域の中小企業・小規模企業の現状

(1) 市内企業の概況

① 事業所数・従業者数の推移

本市の事業所数(公務を除く)は、昭和 61 (1986)年(21,753 事業所)以降減少が続いており、令和 3 (2021)年には 15,661 事業所(昭和 61 (1986)年に対し約 28.0%減少)となっています。

一方で従業者数(公務を除く)については、平成 8 (1996)年(160,119 人)以降減少していましたが、平成 18 (2006)年以降横ばい傾向となり、令和 3 (2021)年では 145,501 人(平成 8 (1996)年に対し約 9.1%減少)となっています。

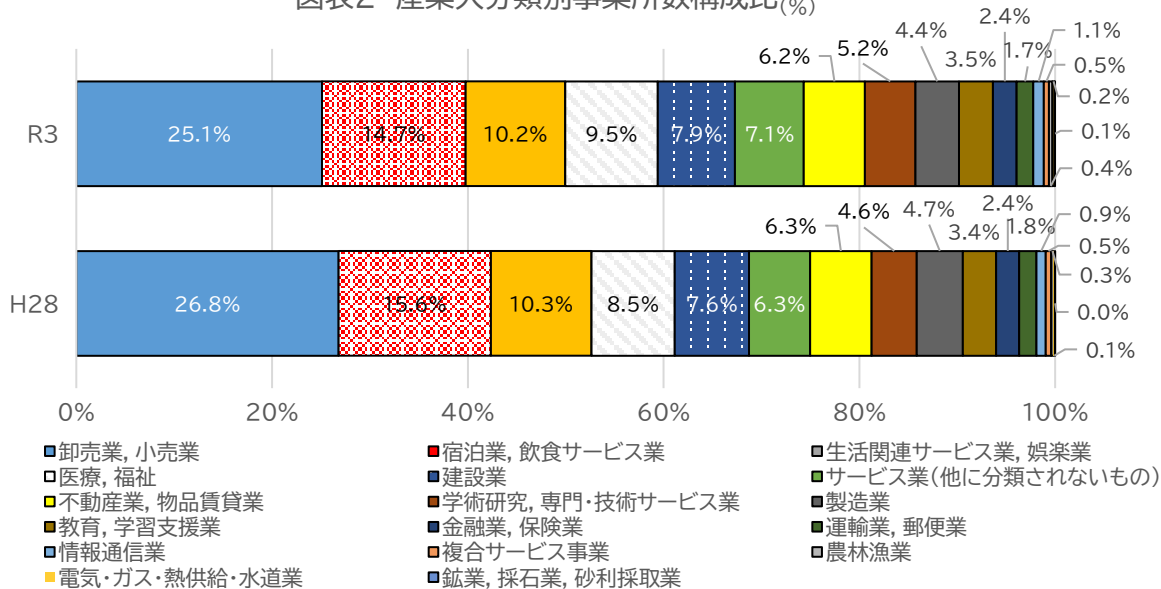


出典:各年 経済センサス活動調査及び事業所・企業統計調査

② 産業大分類別事業所数構成比

産業大分類別事業所数構成比をみると、平成28(2016)年と令和3(2021)年ともに「卸売業・小売業」の割合が最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっています。

図表2 産業大分類別事業所数構成比(%)

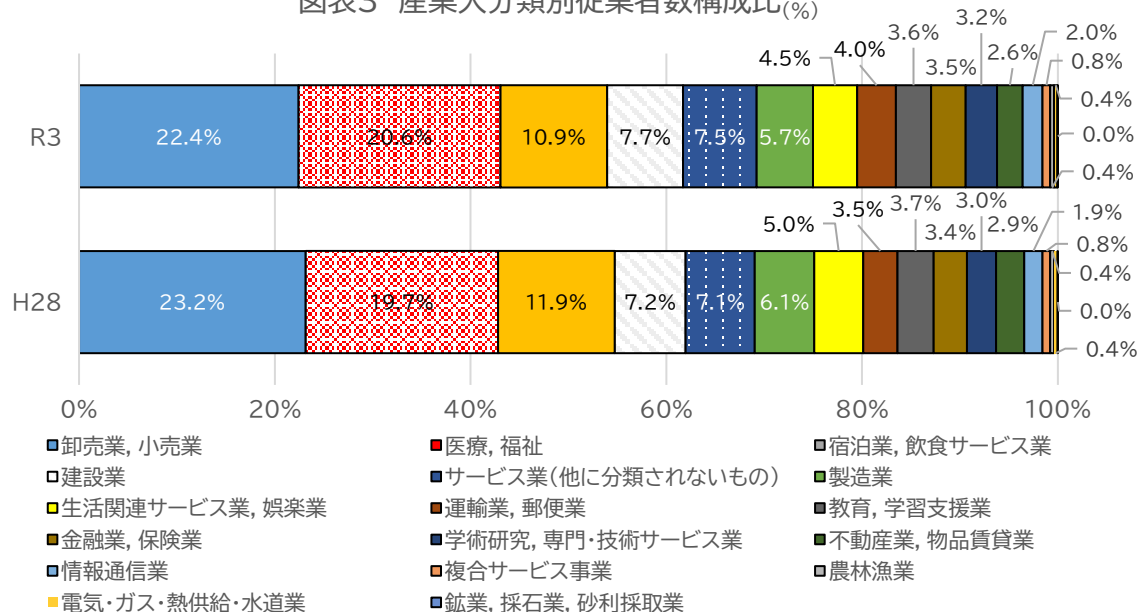


出典:各年経済センサス活動調査

③ 産業大分類別従業者数構成比

産業大分類別従業者数構成比をみると、平成28(2016)と令和3(2021)年ともに、「卸売業・小売業」の割合が最も高く、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

図表3 産業大分類別従業者数構成比(%)



出典:各年経済センサス活動調査

④ 産業大分類別事業所数・従業者数の比較(平成28年と令和3年)

産業大分類別事業所数を平成28(2016)年と令和3(2021)年で比較すると、「医療・福祉」(77者)で最も増加し、「卸売業・小売業」(▲505者)で最も減少しています。

また、従業者数を同年度で比較すると「医療・福祉」(1,092人)で最も増加し、「宿泊業、飲食サービス業」(▲1,684人)で最も減少しています。

図表4 産業大分類別事業所数・従業者数

| 産業大分類、総数(存続・新設) | 事業所数 | | 増減数 | 従業者数 | | 増減数 |
|-------------------|--------|--------|------|---------|---------|--------|
| | H28年 | R3年 | | H28年 | R3年 | |
| 全産業(S 公務を除く) | 16,555 | 15,661 | ▲894 | 147,187 | 145,501 | ▲1,686 |
| 農林漁業 | 44 | 55 | 11 | 545 | 549 | 4 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 5 | 8 | 3 | 60 | 67 | 7 |
| 建設業 | 1,256 | 1,231 | ▲25 | 10,634 | 11,258 | 624 |
| 製造業 | 776 | 693 | ▲83 | 8,928 | 8,356 | ▲572 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 19 | 36 | 17 | 543 | 517 | ▲26 |
| 情報通信業 | 157 | 167 | 10 | 2,747 | 2,950 | 203 |
| 運輸業、郵便業 | 291 | 268 | ▲23 | 5,180 | 5,780 | 600 |
| 卸売業、小売業 | 4,436 | 3,931 | ▲505 | 34,089 | 32,635 | ▲1,454 |
| 金融業、保険業 | 390 | 378 | ▲12 | 5,026 | 5,153 | 127 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 1,040 | 977 | ▲63 | 4,254 | 3,844 | ▲410 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 765 | 810 | 45 | 4,355 | 4,649 | 294 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 2,576 | 2,298 | ▲278 | 17,545 | 15,861 | ▲1,684 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,700 | 1,592 | ▲108 | 7,354 | 6,576 | ▲778 |
| 教育、学習支援業 | 567 | 546 | ▲21 | 5,423 | 5,200 | ▲223 |
| 医療、福祉 | 1,407 | 1,484 | 77 | 28,923 | 30,015 | 1,092 |
| 複合サービス事業 | 90 | 82 | ▲8 | 1,156 | 1,133 | ▲23 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 1,036 | 1,105 | 69 | 10,425 | 10,958 | 533 |

出典:各年経済センサス活動調査

⑤ 従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模別の本市の事業所数は、100人未満の事業所が全体の99.1%となっており、20人未満が全体の89.0%、1～4人が全体の57.6%を占めています。

また、従業者数では、79.4%の従業者が100人未満の事業所に属しており、これは、全国(70.0%)と比べると1割以上高くなっています。

図表5 従業者規模別事業所数・従業者数

事業所数

| 従業者規模 | 高知市 | | 高知県 | | 全国 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| | 実数(者) | 構成比(%) | 実数(者) | 構成比(%) | 実数(者) | 構成比(%) |
| 総数 | 15,661 | 100.0% | 33,064 | 100.0% | 5,156,063 | 100.0% |
| 1～4人 | 9,024 | 57.6% | 20,029 | 60.6% | 2,898,710 | 56.2% |
| 5～9人 | 3,087 | 19.7% | 6,239 | 18.9% | 999,954 | 19.4% |
| 10～19人 | 1,830 | 11.7% | 3,670 | 11.1% | 646,663 | 12.5% |
| 20～29人 | 693 | 4.4% | 1,256 | 3.8% | 237,174 | 4.6% |
| 30～49人 | 446 | 2.8% | 844 | 2.6% | 167,236 | 3.2% |
| 50～99人 | 284 | 1.8% | 518 | 1.6% | 105,274 | 2.0% |
| 100人以上 | 144 | 0.9% | 240 | 0.7% | 65,740 | 1.3% |
| 派遣・下請従業者のみ | 153 | 1.0% | 268 | 0.8% | 35,312 | 0.7% |

従業者数

| 従業者規模 | 高知市 | | 高知県 | | 全国 | |
|------------|---------|--------|---------|--------|------------|--------|
| | 実数(者) | 構成比(%) | 実数(者) | 構成比(%) | 実数(者) | 構成比(%) |
| 総数 | 145,501 | 100.0% | 275,477 | 100.0% | 57,949,915 | 100.0% |
| 1～4人 | 18,455 | 12.7% | 40,337 | 14.6% | 6,079,607 | 10.5% |
| 5～9人 | 20,402 | 14.0% | 41,152 | 14.9% | 6,588,311 | 11.4% |
| 10～19人 | 24,616 | 16.9% | 49,265 | 17.9% | 8,737,559 | 15.1% |
| 20～29人 | 16,390 | 11.3% | 29,641 | 10.8% | 5,642,341 | 9.7% |
| 30～49人 | 16,728 | 11.5% | 31,786 | 11.5% | 6,290,443 | 10.9% |
| 50～99人 | 18,983 | 13.0% | 34,754 | 12.6% | 7,204,120 | 12.4% |
| 100人以上 | 29,927 | 20.6% | 48,542 | 17.6% | 17,407,534 | 30.0% |
| 派遣・下請従業者のみ | - | | - | | - | |

出典：令和3年経済センサス活動調査

(2) 地域経済・市勢の動向

① 本市の人口推移

国勢調査の数値を基礎とし算出した本市推計人口は令和7(2025)年10月1日時点で310,002人であり、県人口644,881人の半数に迫っています。また、本市の人口推移を見ると減少基調であり、平成27(2015)年から令和7(2025)年の10年間で27,188人(約8%)減少しています。

住民基本台帳によると年代別では、64歳以下の世代は減少していますが、65歳以上の高齢者は平成27(2015)年から令和7(2025)年で5.6千人程度増加しており、人口の3割に達しています。

図表6 高知市及び高知県の人口

| | 平成27(2015)年 | 令和2(2020)年 | 令和7(2025)年 |
|-------|-------------|----------------------------|---------------------------|
| 高知市人口 | 337,190 | 326,545 (対H27:▲10,645人) | 310,002 (対R2:▲16,543人) |
| 高知県人口 | 728,276 | 691,527 (対H27:▲36,749人) | 644,881 (対R2:▲46,646人) |

※高知市総人口 各年10月1日現在の推計人口による

※高知県総人口 各年10月1日現在の推計人口による(出典:県統計分析課HP)

図表7 年齢別(3区分)の人口割合

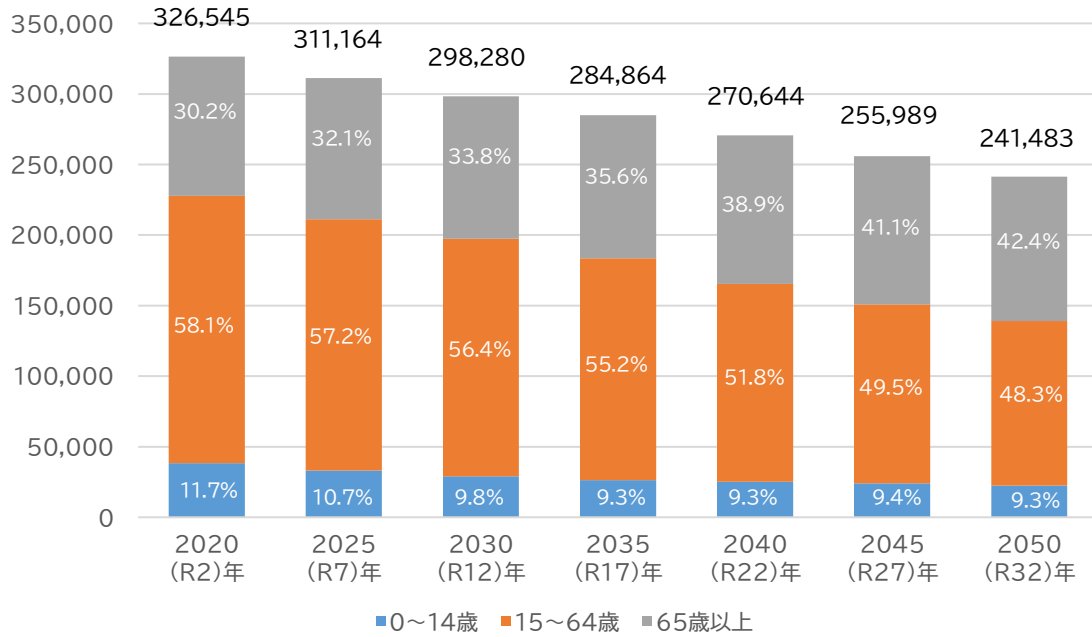
| | 平成27(2015)年 | 令和2(2020)年 | 令和7(2025)年 |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 0~14歳 | 43,359 (12.9%) | 39,251 (12.0%) | 33,519 (10.9%) |
| 15~64歳 | 201,357 (59.9%) | 189,501 (58.2%) | 178,425 (57.7%) |
| 65歳以上 | 91,582 (27.2%) | 96,912 (29.8%) | 97,177 (31.4%) |
| 合計 | 336,298 | 325,664 | 309,121 |

※各年10月1日現在の住民基本台帳人口による

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は令和32(2050)年には241,483人となり、令和2(2020)年国勢調査における人口326,545人に対して約26.0%減少するとされています。

また、年齢3区分の割合では、生産年齢人口は令和32(2050)年には48.3%となり、令和2(2020)年(58.1%)に対して9.8ポイントの減少、65歳以上の高齢者は令和32(2050)年には42.4%となり、令和2(2020)年(30.2%)に対して12.2ポイント増加するとされており、生産年齢人口の減少と高齢化がさらに進行する推計となっています。

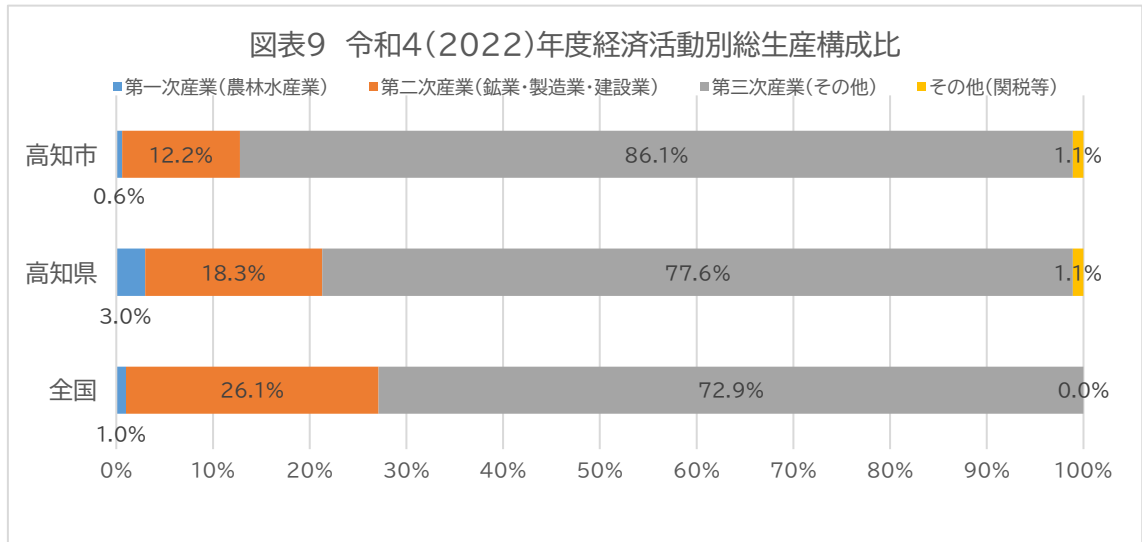
図表8 高知市の将来人口推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

② 市内総生産(名目)

令和3(2021)年度総生産(名目)の経済活動別構成比では、本市は第三次産業が86.1%と、高知県(77.6%)と比べ割合が高く、商業やサービス業を中心とした産業構造となっています。



※ 市・県は年度集計、国は暦年集計であるため、両者を単純比較することはできない。
 高知県及び高知市 出典:高知県統計分析課「令和3(2021)年度市町村経済統計書」
 全国 出典:内閣府 国民経済計算年次推計

令和3(2021)年度の市内総生産額は1兆1500億7800万円(第一次産業:70億2000万円、

第二次産業：1397億9400万円、第三次産業：9901億6000万円)となっています。

図表10 令和3(2021)年度産業別市内総生産額

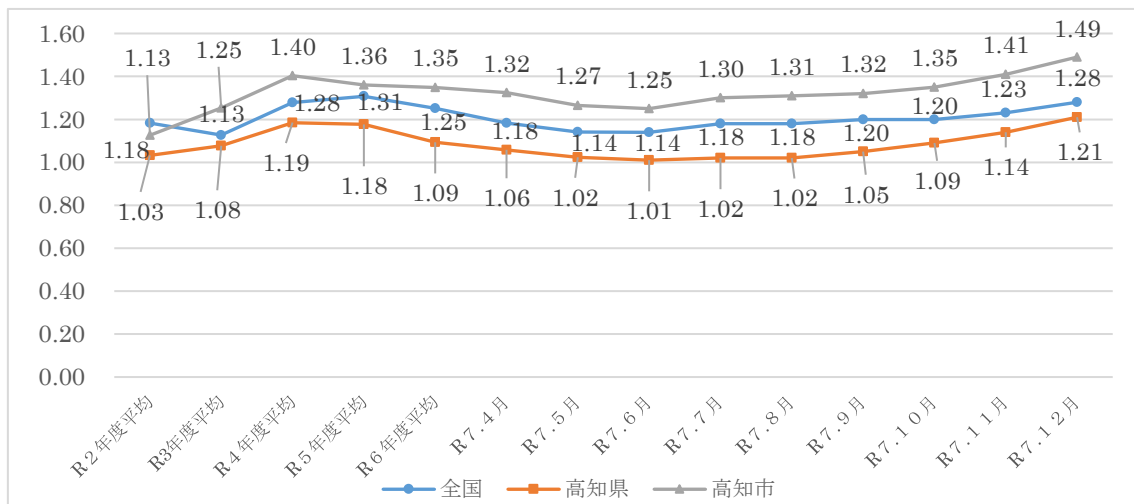
| | | 総生産額(百万円) |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 一次 | 第一次産業 計 | 7,020 |
| | 農業 | 6,121 |
| | 林業 | 218 |
| | 水産業 | 681 |
| 二次 | 第二次産業 計 | 139,794 |
| | 鉱業 | 1,868 |
| | 製造業 | 69,579 |
| | 建設業 | 68,347 |
| 三次 | 第三次産業 計 | 990,160 |
| | 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 | 29,158 |
| | 卸売・小売業 | 158,483 |
| | 運輸・郵便業 | 44,568 |
| | 宿泊・飲食サービス業 | 26,325 |
| | 情報通信業 | 61,358 |
| | 金融・保険業 | 64,273 |
| | 不動産業 | 137,080 |
| | 専門・科学技術、業務支援サービス業 | 100,999 |
| | 公務 | 89,161 |
| | 教育 | 52,566 |
| | 保健衛生・社会事業 | 166,357 |
| | その他のサービス | 59,832 |
| 輸入品に課される税・関税 | | 23,574 |
| (控除)総資本形成に係る消費税 | | 10,470 |
| 計(総生産) | | 1,150,078 |

出典:高知県統計分析課「令和3年度市町村経済統計書」

③ 有効求人倍率(原数値)の推移

本市及び周辺地域の有効求人倍率(原数値)は、全国及び高知県の推移と同様に、令和2(2020)年には、新型コロナウイルスの影響で厳しい状況にあったものの持ち直し、令和3(2021)年以降は1倍を上回る倍率で推移しています。

図表11 有効求人倍率(原数値)の推移

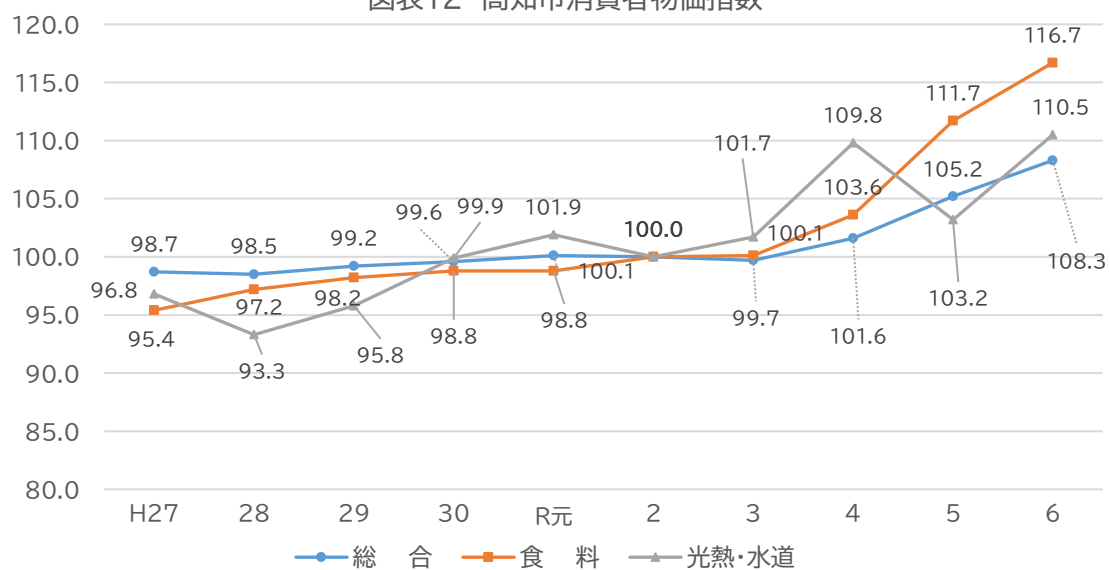


出典:高知労働局

④ 消費者物価指数・企業物価指数

令和6年平均の高知市消費者物価指数は、令和2年を100とした総合指数で108.3となり、「食料」や「光熱・水道」、「教養娯楽」などが上昇したことにより、前年に比べて3.0%上昇し、3年連続で上昇しましたが、その伸び幅は縮小しています。

図表12 高知市消費者物価指数



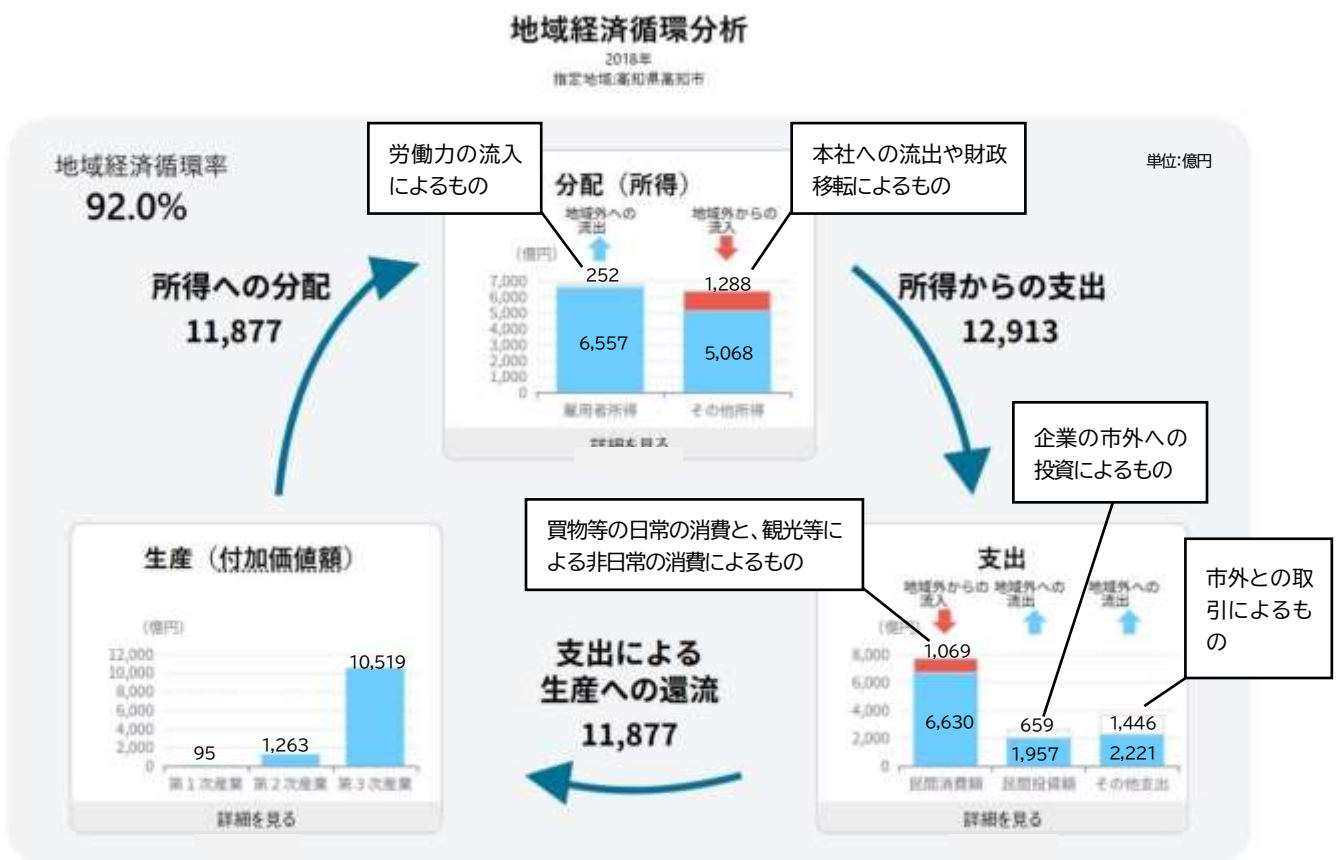
出典:高知県統計分析課 高知市消費者物価指数年報

⑤ 地域経済循環率

本市における地域経済循環率は、平成 30 (2018) 年は 92.0% であり、平成 22 (2010) 年以降は 90% 台で推移しています。

特徴として、生産(付加価値額)については第 3 次産業が突出しており、分配については雇業者所得 252 億円が市外へ流出しています。支出については民間消費額では市外から 1,069 億円分が流入し、民間投資額で市外へ 659 億円が、その他の支出で 1,446 億円が流出しているといったことが挙げられます。

図表14 地域経済循環図



出典: RESAS(内閣府発表 地域経済分析システム)統計局調

※「地域経済循環率」とは、「生産(付加価値額)」を「分配(所得)」で除した値であり、地域経済の自立度を示しています(値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い)。

第3章 戦略プランについて

1 戦略プランの趣旨

本戦略プランは、振興条例第 11 条に基づき策定する「中小企業・小規模企業振興戦略プラン」であり、第 4 条に掲げる次の基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めます。

【基本方針】（振興条例第 4 条）

市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業・小規模企業の振興のための施策を実施するものとする。

- (1) 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等との連携及び協力を推進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の新商品の開発、新たな販売方式の導入等による経営の革新を支援すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の新技術の活用、新たな経営管理方法の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の生産設備の更新、技能の向上等による経営資源の活用が活性化されるよう支援すること。
- (5) 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を支援すること並びにキャリア教育の充実を支援すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。

2 戦略プランの基本的なビジョン

本戦略プランの基本的なビジョンは、振興条例に示された考え方にに基づき、次のとおりとします。

地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する
活力ある産業が発展するまち高知市の実現

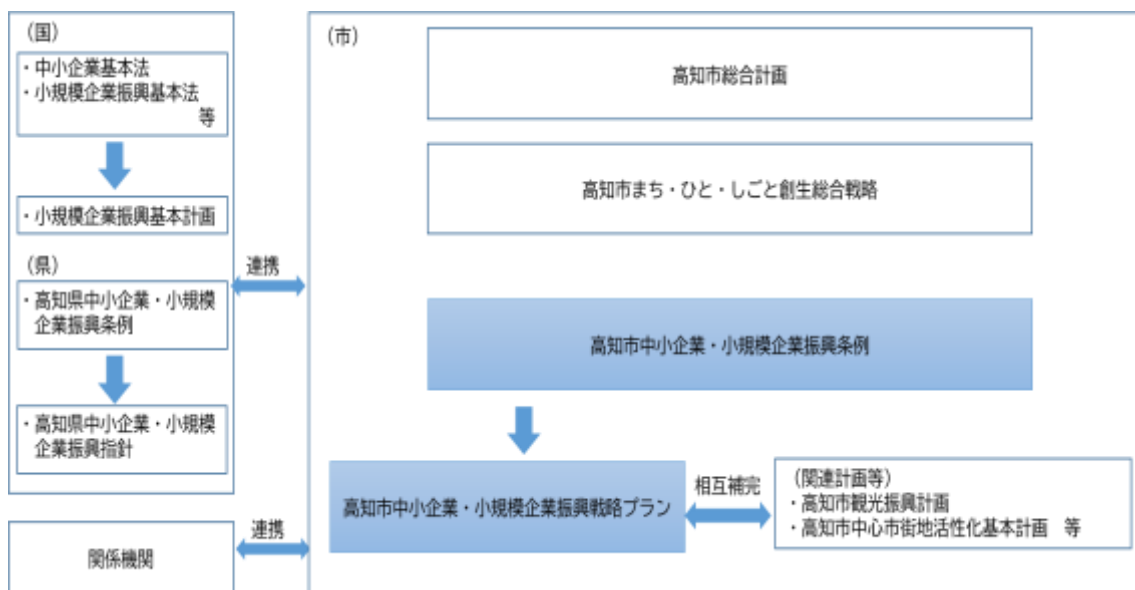
中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、事業者と事業所で働く人が意欲をもって幸せに活動できる環境づくりを進め、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現による、中小企業・小規模企業の発展と、地域経済の持続的な成長及び市民生活の向上を図ります。

3 戦略プランの位置付け

本戦略プランは、上位計画である「高知市総合計画」及び「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を取りながら、取組を進めます。

また、本戦略プランの取組は、中小企業・小規模企業の振興に関連する「高知市観光振興計画」や「高知市中心市街地活性化基本計画」等の行政計画と相互補完しながら推進します。

図1 戦略プランの位置付け



4 戦略プランの計画期間

本戦略プランの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

5 戦略プランにおける中小企業・小規模企業の定義

本戦略プランの対象となる中小企業・小規模企業は、日本標準産業分類で指定している下記の業種とします(事業を営む会社又は個人)。

表1 日本標準産業分類

| | | |
|------------------|--------------------|---|
| A 農業, 林業 | G 情報通信業 | M 宿泊業, 飲食サービス業 |
| B 漁業 | H 運輸業, 郵便業 | N 生活関連サービス業, 娯楽業 |
| C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | I 卸売業, 小売業 | O 教育, 学習支援業 |
| D 建設業 | J 金融業, 保険業 | P 医療, 福祉 |
| E 製造業 | K 不動産業, 物品賃貸業 | Q 複合サービス業 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | L 学術研究, 専門・技術サービス業 | R サービス業(非営利的団体等他に分類されないもの) <small>※</small> |
| | | <small>※うち政治団体, 宗教, 外国公務は対象外</small> |

本戦略プランにおける中小企業・小規模企業は、中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」及び第5項に定める「小規模企業者」であり、以下の定義とします。

表2 中小企業者・小規模企業者の定義

| 区分 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | 小規模企業者 (左記のうち) |
|---|--------------------------|-----------------|-------------------|
| | 資本金の額 又は出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | 常時使用する 従業員の数 |
| ① 製造業, 建設業, 運輸業, その他の業種 (②~④を除く。) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③ サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④ 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

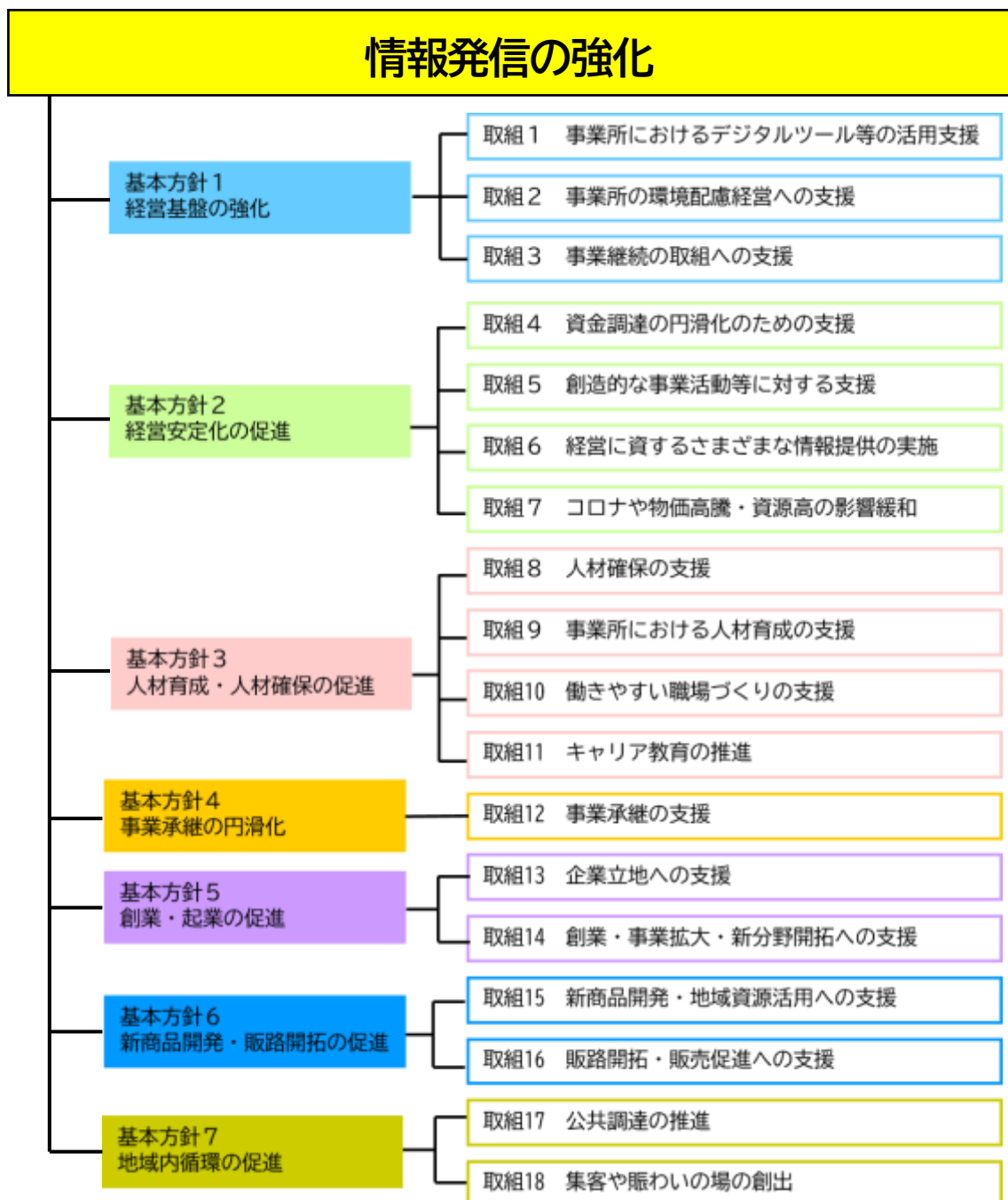
※中小企業基本法に定める「会社」に該当しない社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)等は除かれます。

6 展開する方針・取組

本戦略プランでは、以下の施策体系図に示すとおり、7つの基本方針と18の取組を実施しています。基本方針ごとに、令和7（2025）年に実施した「高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン アンケート調査」の結果を踏まえ、策定時に設定した数値目標と現状を照らし合わせながら、今後の施策展開について考察を行います。

特に、事業者への施策浸透を高める観点から、情報発信の強化や分かりやすい情報発信の取り組みを重視し、必要な情報が確実に届く環境づくりを進めてまいります。

図2 施策体系図



基本方針－1 経営基盤の強化

【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－1 経営基盤の強化」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問4-2 現在活用中又は、活用を検討しているデジタルツールがあれば教えてください。

デジタルツールへの前向き度（「活用中」＋「活用を検討したい」）をみると、「会計・経理システムの導入」が最も高く、次いで「紙ベース情報のデジタルデータ化」、「SNSを用いた情報発信」の順となっています。

業種によって必要とされるデジタルツールは異なるものの、会計・経理などの基幹系ツールは全業種で共通しており、導入しやすく前向き度が高い傾向がみられます。

一方で、AIやデータ分析ツール、ECサイト構築支援など、専門性の高い分野では導入意欲が相対的に低く、知識や人材、コスト面での課題が導入の障壁となっていることがうかがえます。

| | 前向き率 | 期待率 | 忌避率 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 会計や経理システムの導入 | 69.1% | 17.3% | 17.4% |
| 紙ベース情報のデジタルデータ化 | 60.2% | 29.9% | 22.1% |
| SNSを用いた情報発信 | 51.8% | 21.3% | 32.4% |
| 顧客管理、営業活動システムの導入 | 51.3% | 27.3% | 29.7% |
| キャッシュレス化の対応 | 50.0% | 16.6% | 34.7% |
| オンライン会議や商談 | 45.8% | 7.7% | 36.9% |
| 勤怠管理システムの導入 | 45.0% | 23.7% | 33.7% |
| 電子契約 | 43.5% | 22.3% | 35.1% |
| AIの活用（チャットボット等） | 32.6% | 25.7% | 44.8% |
| 業務フローの自動化（RPAなど） | 26.2% | 22.3% | 50.2% |
| ECサイト・ネット販売 | 25.7% | 12.2% | 53.2% |
| テレワーク | 18.3% | 6.5% | 59.6% |
| その他 | 0.8% | 0.2% | 13.6% |

(N=596)

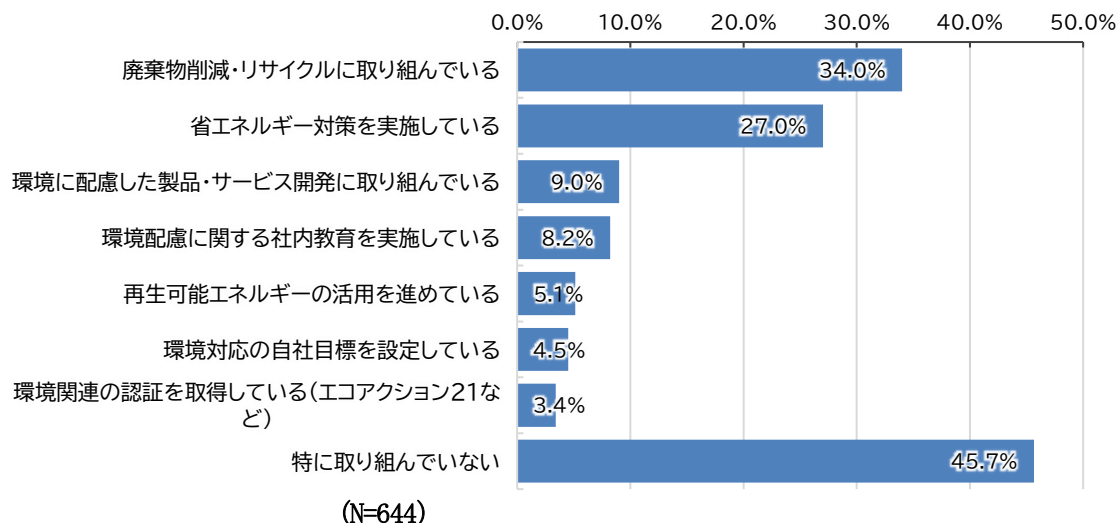
前向き率=(活用中+活用を検討したい)/母数
 期待率=(活用を検討したい)/母数
 忌避率=(活用しない)/母数

問4-9 環境に配慮した経営への取組状況について教えてください。

取組状況を見ると、「廃棄物削減・リサイクルに取り組んでいる」が最も多く、次いで「省エネルギー対策を実施している」、「環境に配慮した製品・サービス開発に取り組んでいる」の順となっています。

身近で取り組みやすく、企業のコスト削減にもつながる廃棄物削減・リサイクルや省エネルギー対策から着手する企業が多く、実用性が高く効果の見えやすい取組が優先されている傾向がみられます。

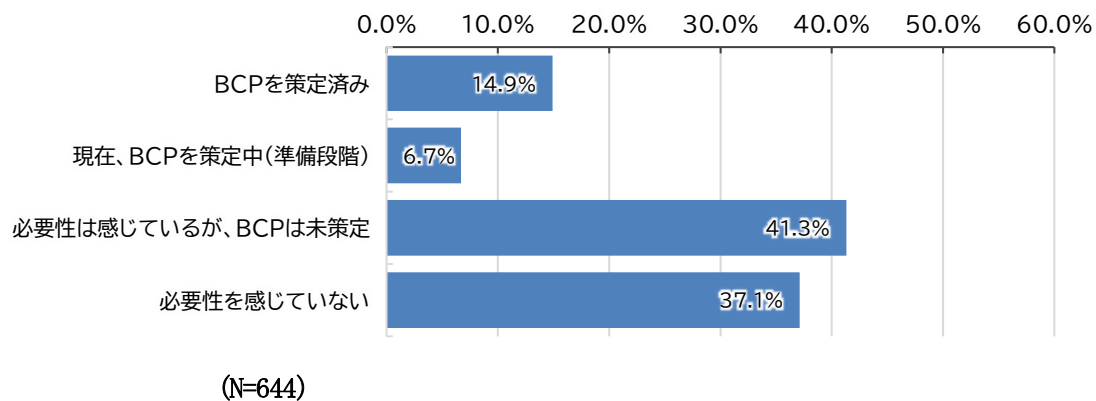
一方で、環境配慮型の製品・サービス開発など、中長期的な取組は進みにくく、専門知識の不足や初期投資負担の大きさが導入の課題となっていることがうかがえます。今後は、こうした取組に踏み出す企業を後押しする支援や、成功事例の共有などを通じて、環境配慮経営のさらなる普及を図ることが求められます。



問4-7 BCP(事業継続計画)の策定状況について教えてください。

BCP(事業継続計画)の策定状況を見ると、「必要性は感じているが未策定」が最も多く、次いで「必要性を感じていない」、「策定済み」の順となっており、計画策定の普及が大きな課題となっています。

多くの事業者が必要性を認識しながらも、具体的な策定に至っていない状況がうかがわれ、平常時からの意識向上と、専門的な知識やノウハウを支援する体制の強化が求められます。



【施策展開の方向性】

1 デジタル技術の活用促進

ビジネス現場におけるデジタル化の進展を踏まえ、労働生産性の向上や中小企業・小規模企業の成長を支える基盤として、デジタル技術の積極的な活用を推進します。

2 環境配慮経営の推進

カーボンニュートラルや循環型社会の実現に向け、市域の中小企業・小規模企業において廃棄物削減、省エネルギー対策、歩留まり改善など実務上の取組を広げ、企業の持続可能性と競争力の強化を図ります。

3 事業継続力の強化

南海地震による津波浸水などの緊急事態に備え、事業資産への損害を最小化しつつ、中核事業の継続や早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）の策定と実効的な運用を促進します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---------------------------------|----------------------|------------|------------|
| 市内民営事業所数 (出典:経済センサス活動調査) | 15,661 事業所 (令和3年) | 15,598 事業所 | 15,492 事業所 |
| 労働生産性(企業単位)※ (出典:RESAS より算出) | 3,929 千円/人 (令和3年) | 4,294 千円/人 | 4,380 千円/人 |

※ (労働生産性=付加価値額 (571, 711 百万円) ÷ 従業者数 (145, 501 人))

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|---|--|--|
| 償却資産の課税標準額 (出典:市税統計) | 153,989,316 千円 (令和4年度) | 158,403,936 千円 (令和6年度) |
| エコアクション 21 取得市内企業数 (出典:高知商議所) | 88 者 (令和4年度) | 81 者 (令和7年度) |
| 市域の温室効果ガス削減量(「産業部門」及び「業務その他部門」) (出典:新エネルギー・環境政策課) | 産業部門:316 kt-CO2 業務その他部門:451 kt-CO2 (令和元年度) | 産業部門:367 kt-CO2 業務その他部門:581 kt-CO2 (令和3年度) |
| 従業員規模が 50 人以下の事業者のうち、「事業継続計画(BCP)」「事業継続力強化計画」のいずれかを策定していると回答した割合 (出典:事業者アンケート) | 16.4% (令和4年度) | 21.3% (令和7年度) |

取組1 事業所におけるデジタルツール等の活用支援

業務の効率化や簡素化を進め労働生産性を向上させるためのデジタルツール等の導入・活用を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|--------------|
| | 事業概要 | |
| 1 | 中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金 | 産業政策課 |
| | 労働生産性の向上及び従業員の賃上げを図るため、中小企業等が行う先端設備の導入に要する経費の一部を補助するもの | |
| 2 | テレワーク導入支援事業費補助金 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | ICT の活用促進及び人材確保力の向上を図るため、テレワーク環境の整備を進める中小企業者に対し、パソコン等の機器導入に要する経費の一部を補助するもの | |
| 3 | 中小企業リスクリング支援事業 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | オンライン動画学習プラットフォームの使用ライセンスを、市内の希望事業者に無償で貸与し、社内業務のデジタル化や人材育成の推進を図るもの | |
| 4 | 生成 AI×ビジネス活用ワークショップ <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 生成 AI に関する基礎知識の習得や、代表的なツール及び活用事例の紹介を行い、業務改善に役立つ具体的な手法を学ぶワークショップを実施するもの | |

取組2 事業所の環境配慮経営への支援

事業活動に伴う資源・エネルギー消費や環境負荷の発生を抑制する取組など、事業所の環境配慮経営を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|--------------|
| | 事業概要 | |
| 5 | 事業者用高効率機器導入促進事業費補助金 | 新エネルギー・環境政策課 |
| | 温室効果ガスの削減及び省エネルギー化を推進するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、市内事業所における照明機器や空調機器の更新を支援するもの | |
| 6 | 省エネセミナーの開催 | 新エネルギー・環境政策課 |
| | 脱炭素経営への取組やエネルギー価格高騰への対応として、経営改善につながる省エネルギー対策に関する支援施策を紹介するもの | |

取組3 事業継続の取組への支援

自然災害や感染症、大規模停電などの不測の非常事態に対応し事業を継続するための計画（BCP及び事業継続力強化計画）の策定や、施設整備を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|------|---|-----------------------------------|
| 事業概要 | | |
| 7 | 業務継続計画(BCP)等策定支援 | 産業政策課 介護保険課 障害福祉課 高齢者支援課 |
| | 感染症や自然災害などの発生時にも事業を継続できる体制を構築するため、市内事業者に対しBCP(事業継続計画)の策定支援を行うもの | |
| 8 | 津波浸水区域立地工場等移転に関する支援 | 産業政策課 |
| | 津波浸水区域内の工場・事業所が市外へ転出することを防ぐため、当該区域内から市内の安全な区域への移転を行う中小企業を支援する制度の実施を検討するもの | |

基本方針－２ 経営安定化の促進

【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－２ 経営安定化の促進」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問4-1 現在、貴社が抱えている主な経営課題を教えてください。

経営課題として「採算が取れない（原材料費の高騰等）」と回答した事業者の割合は、2019年の7.4%からコロナ禍の2022年には30.7%へと急増しました。2025年調査では20.4%へと減少傾向がみられるものの、人件費の上昇や金利の動向など、依然として予断を許さない状況が続いています。

また、運転資金の確保など資金繰りの厳しさを訴える事業者の割合は、2022年の12.4%から2025年には21.3%へと上昇しており、中小企業・小規模企業における資金繰りの厳しさが一層顕著となっています。

主な経営課題

| 課題 | 2019年 | 2022年 | 2025年 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 人材確保が困難（応募が少ない、離職が多い） | 47.1% | 44.5% | 48.0% |
| 事業所・設備の老朽化が進んでいる | 20.6% | 19.7% | 26.7% |
| 経営の後継者不足・事業承継の課題 | 12.8% | 13.8% | 23.1% |
| 技術やノウハウの継承が難しい | 15.8% | 14.5% | 22.7% |
| 販路が限られている | 11.4% | 14.4% | 21.8% |
| 運転資金の確保など資金繰りが厳しい | 10.1% | 12.4% | 21.3% |
| 採算が取れない(原材料費の高騰等) | 7.4% | 30.7% | 20.4% |
| 浸水など災害リスクの不安がある | 3.8% | 3.6% | 13.7% |
| 事業継続計画（BCP）の策定ができていない | 5.3% | 5.5% | 6.6% |
| 特に課題はない | 25.5% | 16.7% | 17.4% |
| その他 | 1.7% | 4.3% | 2.0% |

(N=648)

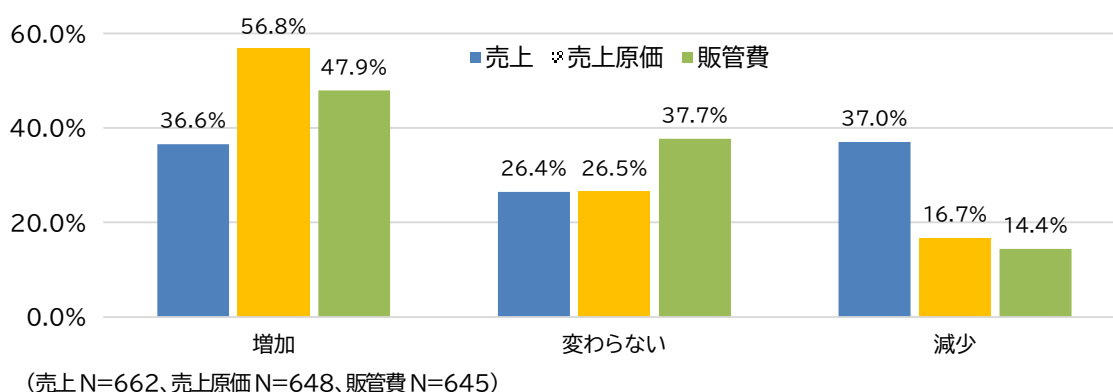
問3-1 過去1年間の売上高、売上原価及び販管費の変化について教えてください。

過去1年間の売上高、売上原価及び販管費の変化を見ると、売上高は「減少」が37.0%、「増加」36.6%をわずかに上回り、増減が拮抗する状況にあります。

一方、売上原価は「増加」が56.8%と過半数を占め、「変わらない」26.5%、「減少」16.7%となっており、原材料費やエネルギー費の上昇によるコスト増が顕著に表れています。

また、販管費についても「増加」が47.9%と最も多く、「変わらない」37.7%、「減少」14.4%であり、人件費などの固定費上昇が影響しています。

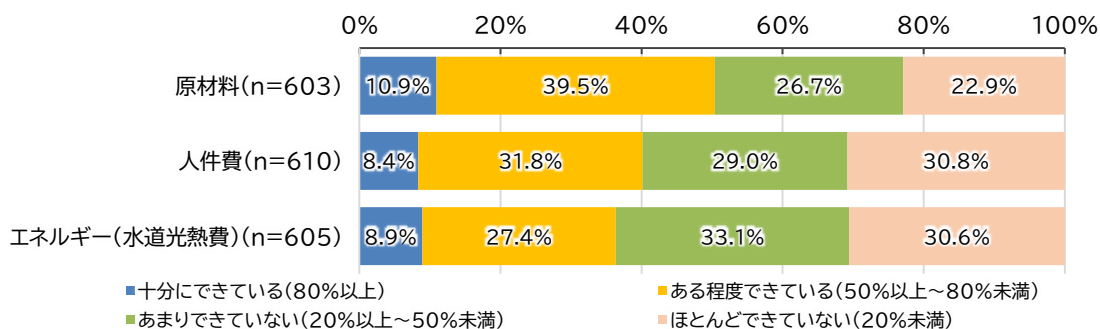
このように、売上高では増減が拮抗しているものの、売上原価及び販管費はいずれも増加傾向が強く、コスト上昇圧力が企業経営を圧迫している状況が明らかとなりました。



問3-3 原材料費・エネルギー費・人件費の上昇について、販売価格への転嫁状況を教えてください。

コスト別の価格転嫁状況を見ると、「十分にできている」と「ある程度できている」を合わせた割合（転嫁率50%以上）は、原材料費で50.4%と最も高く、次いで人件費が40.2%、エネルギー（水道光熱費）が36.3%の順となっています。

この結果から、原材料費については一定程度の価格転嫁が進んでいる一方、人件費やエネルギーコストについては十分に転嫁できていない事業者が多く、コスト上昇分を販売価格に反映させることの難しさが明らかとなりました。



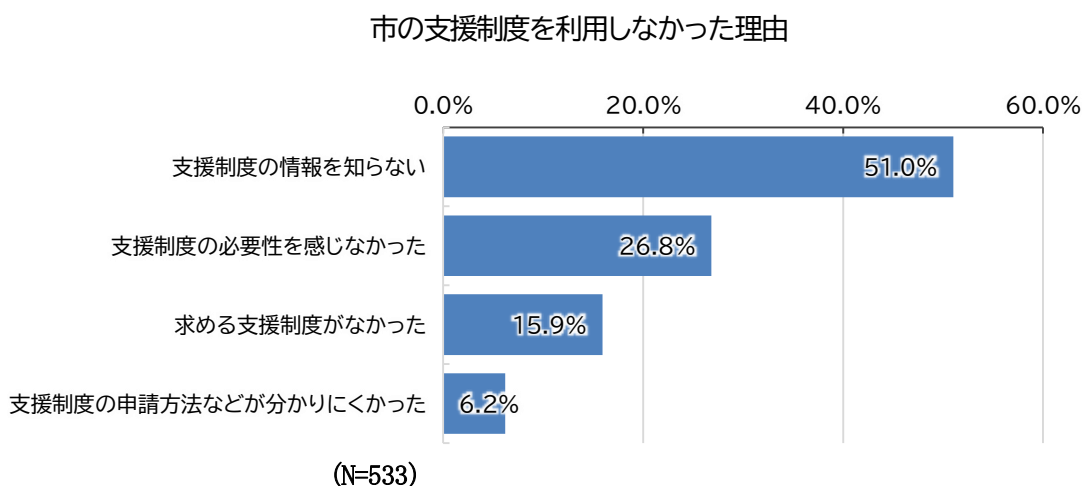
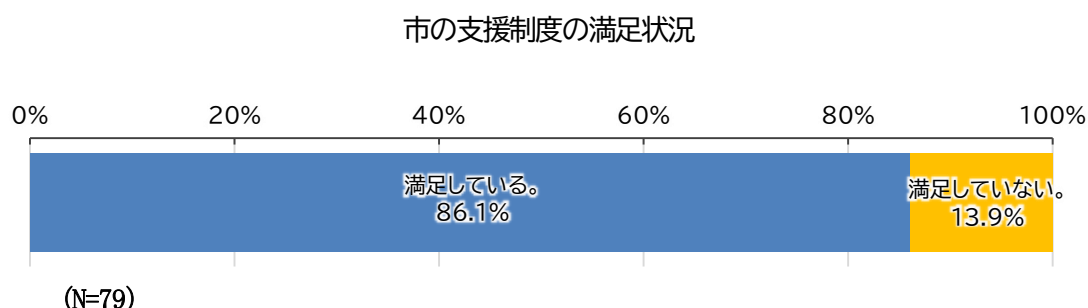
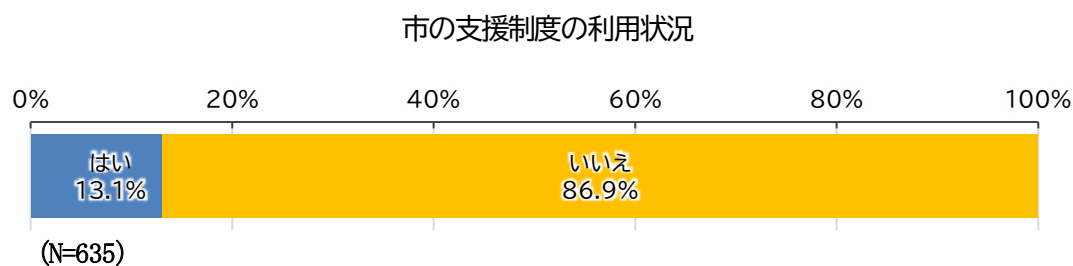
問5-2 これまでに市の支援制度を利用したことがありますか。

市の支援制度の利用状況についてみると、全回答事業所のうち「未利用」が86.9%と圧倒的多数を占め、「利用」は13.1%にとどまっています。

一方で、支援制度を利用した企業の利用後評価では「満足している」が86.1%と高水準を示し、「満足していない」は13.9%にとどまっており、制度そのものの品質や有効性については利用者から高く評価されています。

利用しなかった理由としては、「制度の情報を知らない」が51.0%と半数を占め、次いで「必要性を感じなかった」26.8%、「求める支援制度がなかった」15.9%、「申請方法が分かりにくかった」6.2%の順となっています。

この結果から、市の支援制度は利用者満足度が高いものの、制度情報の周知不足やニーズとのミスマッチにより、多くの事業者十分に活用されていない現状が浮き彫りとなっています。



【方向性】

1 資金調達の円滑化による安定経営の促進

中小企業・小規模企業の資金調達環境を整備し、経営の安定化を図ります。また、設備導入に係る税制支援など、資金負担を軽減する施策を推進します。

2 経営改善・事業環境回復の支援

物価高騰・資源高や金利の上昇など社会環境の変化に対応し、早期の経営改善や先行投資を後押しします。

3 情報提供と相談体制の充実

市や関係機関の施策・取組に関する情報を適切に届け、相談対応の充実を図ることで、事業者の経営課題解決を支援します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---|--------------------------------|------------|----------------------|
| 経営上の課題として、「採算が合わない」と回答した割合 (出典:事業者アンケート) | 20.4% (令和7年度) | 21.4% | 15.0% |
| 本市の黒字赤字企業比率※ (出典:事業者アンケート) | 黒字:68.3% 赤字:31.7% (令和7年) | — | 黒字:70.0% 赤字:30.0% |

※※RESAS での数値公表中止により新たなデータが存在しないため、事業者アンケート結果を基に数値を組み替えた

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|---|-------------------------|-------------------------|
| 本市による事業者への施策を「知らない」と回答した割合 (出典:事業者アンケート) | 28.5% (令和3年度) | 44.3% ※1 (令和7年度) |
| 法人市民税課税額【法人税割】 (出典:市税統計) | 2,506,651 千円 (令和3年度) | 2,341,050 千円 (令和6年度) |
| 高知県よろず支援拠点における相談実績件数 | 5,146 件 ※2 (令和4年度) | 4,836 件 ※2 (令和6年度) |

※1 市の支援策を利用したことがないと回答した事業者の割合 (86.9%) に、利用しなかった理由として「支援制度の情報を知らない」と回答した事業者の割合を乗じ求めた値

※2 令和4年度と令和6年度では集計方法が異なる。

取組4 資金調達の円滑化のための支援

利便性の高い融資制度の提供や信用保証料の補助、利子補給により事業者の資金調達を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| | 事業概要 | |
| 9 | 高知市経営改善計画策定等補助金 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 中小企業等の経営改善や事業再生の取組を支援するため、国が認定した専門家等の支援を受けて経営改善計画等を策定する際に必要となる費用を補助するもの | |
| 10 | 高知市産業活性化融資 | 産業政策課 |
| | 低利で利便性の高い融資制度により、中小企業者等の経営安定や設備投資、事業拡大に必要な資金調達の円滑化を図るもの | |
| 11 | 高知市産業活性化融資保証料補助金 | 産業政策課 |
| | 市内事業者が「高知市産業活性化融資規則」に定める資金の融資を受けた際に、当該融資に必要な信用保証を行う者に対し補助金を交付することで、事業者の負担する保証料を軽減し、経営の安定を図るもの | |

取組5 創造的な事業活動等に対する支援

生産性向上や施設整備、地域貢献活動等の創造的な事業活動や、経営改善計画や事業戦略の策定等による経営改善に取り組む事業者の負担を軽減するため、国制度に基づく納税負担軽減措置や助成等の支援を行います。

また、事業者支援において役割を担う中小企業団体及び商工団体の運営や活動を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|------|
| | 事業概要 | |
| 12 | 先端設備等導入計画に従って導入された固定資産税に関する課税標準の特例 | 資産税課 |
| | 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、一定の要件を満たした場合に、固定資産税の特例措置を受けることができるもの | |
| 13 | 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が設置する施設に係る固定資産税の不均一課税 | 資産税課 |
| | 地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき認定を受けた事業者に課する固定資産税について、整備計画に基づき設置する特定業務施設に係る固定資産を对象に、不均一課税を行うもの | |

| | | |
|----|--|-------|
| 14 | 承認企業立地計画の認定を受けた事業者が設置する施設に係る固定資産税の免除 | 資産税課 |
| | 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく承認地域経済牽引事業のための施設に課する固定資産税を免除するもの | |
| 15 | 高知市産業活性化条例に基づく指定団体等補助金 | 商業支援課 |
| | 本市産業の活性化を促進するため、商工業の育成・強化において指導的な役割を果たす団体等に対し、その活動を支援するため補助金を交付するもの | |
| 16 | 高知市産業活性化条例に基づく共同事業助成金 | 商業支援課 |
| | 本市の商業振興を図るため、中小企業団体等及び商工団体が実施する商店街等のイベント事業、販路開拓事業、調査・研修事業、情報化推進事業に対し支援するもの | |

取組6 経営に資するさまざまな情報提供の実施

市や関係機関が実施する施策や取組について、市の広報紙やホームページ、関係機関の窓口等を通じて、幅広く広報していきます。

また、関係機関と連携し経営に資するさまざまな相談に対応できる体制の構築を図ります。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| | 事業概要 | |
| 17 | 労働ニュースの発行 | 産業政策課 |
| | 勤労者福祉の充実など労働環境の改善を図るため、労働関係の各種制度や法改正の周知、事業者及び勤労者に関する施策等を掲載したリーフレットを作成し、関係団体等に季刊(年4回)で配布しているもの | |
| 18 | 事業者支援制度の周知等 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 市が実施する中小企業向け支援策について、施策の一覧を作成し、関係機関や業界団体等を通じて市内企業への周知を図るもの | |
| 19 | 高知県よろず支援拠点と連携した事業所支援の態勢強化 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 高知県よろず支援拠点と連携を図り、市庁舎内に高知市サテライト相談窓口を開設するとともに、経営支援セミナーを実施するもの | |

取組7 物価高騰・資源高の影響緩和

物価・資源高の影響を受ける事業者に対して、早期の経営改善と事業環境の回復を見据えた先行投資を支援するとともに、原価上昇分の適切な価格転嫁を支援する制度の構築を図ります。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|--------------|
| | 事業概要 | |
| 1 | 中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金【再掲】 | 産業政策課 |
| | 労働生産性の向上及び従業員の賃上げを図るため、中小企業等が行う先端設備の導入に要する経費の一部を補助するもの | |
| 9 | 高知市経営改善計画策定等補助金【再掲】 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 中小企業等の経営改善や事業再生の取組を支援するため、国が認定した専門家等の支援を受けて経営改善計画等を策定する際に必要となる費用を補助するもの | |
| 20 | 原価計算セミナー(地域雇用活性化推進事業) <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 材料費・労務費・経費などのコスト構成要素を具体例を用いて学び、正確な原価把握と利益管理に役立つ実務知識を習得するためのセミナーを実施するもの | |

基本方針－3 人材育成・人材確保の促進

【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－3 人材育成・人材確保の促進」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問2-5 新卒採用・中途採用において、直近の5年間で有効だった採用手段をお選びください。

高知市の中小企業・小規模企業における直近5年間で有効だった採用手段をみると、中途採用・新卒採用ともに「特になし」が最も多く、中途43.0%、新卒37.5%に上っています。

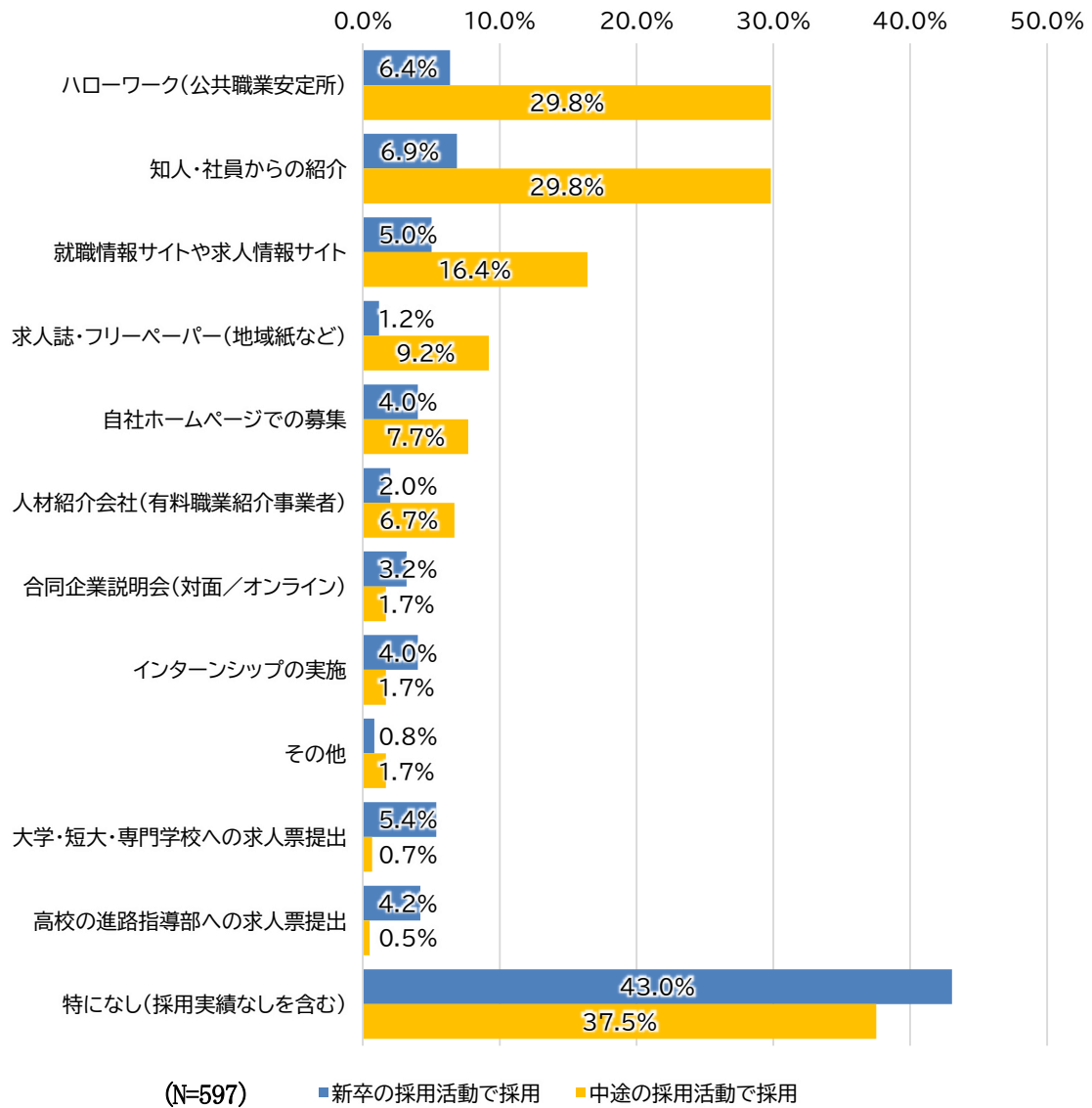
中途採用では「ハローワーク」と「知人・社員からの紹介」が各29.8%で最も多く、次いで「就職情報サイト」16.4%が続いています。一方、新卒採用は全体的に低調で、「ハローワーク」6.4%、「知人・社員紹介」6.9%、「就職情報サイト」5.0%にとどまっています。

ハローワークが有効であったと回答した業種は、「医療福祉」が60.6%で最も多く、「サービス業」36.5%が続きます。「知人・社員からの紹介」が有効であったと回答した業種は「医療福祉」41.4%、「建設業」41.3%、「宿泊飲食業」39.5%となっています。また、宿泊飲食業では「就職情報サイト」や「求人誌・フリーペーパー」の活用も多く、多様なチャネルを利用しています。

規模別に見ると、資本金が大きい企業ほど採用活動が活発であり、資本金1,000万円以上の中堅企業では多様な採用手段が活用されています。一方、資本金300万円未満や個人事業主では「特になし」の割合が高く、採用活動が限定的です。

全体として、高知市の採用活動はハローワークや知人紹介など人的ネットワークを中心とする伝統的手法が主流であり、デジタル採用手段の活用は依然として低水準にとどまっています。特に新卒採用の困難さが顕著であり、企業の魅力発信力の不足や採用チャネルの限定性が課題となっています。

直近5年間で有効だった採用手段について

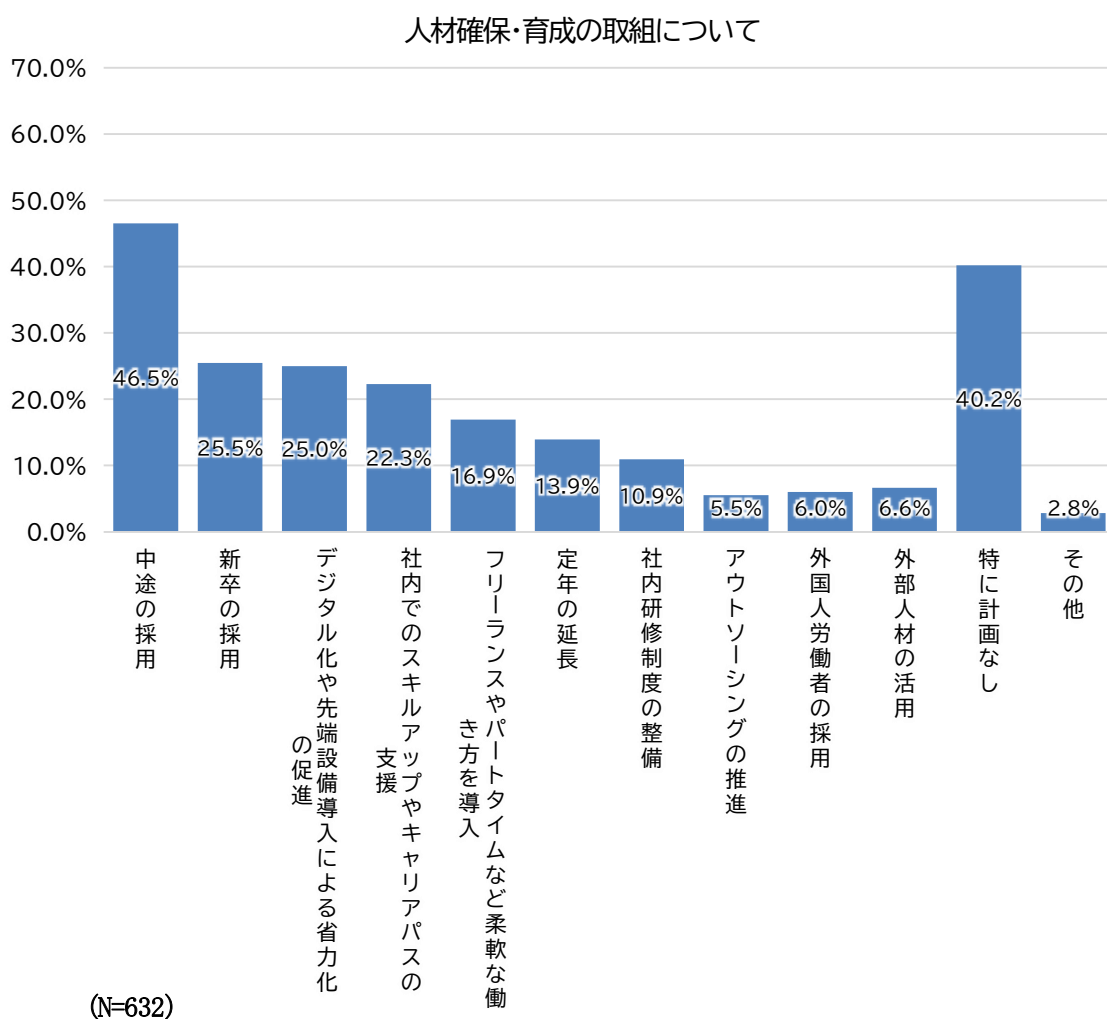


問2-6 今後、特に重視・検討している人材確保・育成に関する取り組みをお選びください。

アンケート調査の結果、「中途採用を重視している」と回答した企業は 46.5%に上る一方で、「特に採用の計画はない」と回答した企業も 40.2%あり、企業によって成長意欲や採用余力に大きな差がみられます。

業種別では、建設業が中途採用 69.4%、新卒採用 44.4%と積極的に人材確保を進めているのに対し、不動産・物品賃貸業では「採用計画なし」が 68.8%と多く、採用活動が限定的です。

また、資本金規模でも差があり、個人事業主や資本金 300 万円未満の企業では半数以上が採用計画を持たず、従業員に依存しない運営が多いことがうかがえます。



【方向性】

1 地元企業の魅力発信と雇用マッチングの強化

求職者と事業者のマッチングを促進し、地元企業の認知度を高める取組を通じて人材確保を支援します。

2 働きやすい職場環境の整備・改善

働きやすさや働きがいの向上を図り、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを推進することで、従業員の定着を支援します。

3 知識・スキル向上の機会確保

中小企業・小規模企業で必要な知識やスキルを習得できるリカレント教育やリスキリングの機会を提供するとともに、学校や地域でのキャリア教育を通じて若年層の就業意識やキャリア形成を支援します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---|--------------------|----------------|----------------|
| 市内民営事業所における従業者数 (出典:経済センサス活動調査) | 145,501人 (令和3年) | 145,501人 以上 | 145,501人 以上 |
| 経営上の課題として、「労働力不足 (求人に応募がない)」と回答した割合 (出典:事業者アンケート) | 48.0% (令和7年度) | 28.2% | 22.6% |

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|---|-------------------|-------------------|
| ハローワーク高知所管内における有効求人倍率(原数値) (出典:高知労働局) | 1.25 (令和3年度平均) | 1.35 (令和6年度平均) |
| 新規高等学校卒業者のうち、県内企業への就職(内定)者数 (出典:高知労働局) | 604名 (令和3年度) | 493名 (令和6年度) |
| 新規大学卒業者のうち、県内企業への就職(内定)者数 (出典:高知労働局) | 322名 (令和3年度) | 381名 (令和6年度) |
| 高知市無料職業紹介所における紹介状発行による就職者数 (出典:市産業政策課) | 27名 (令和3年度) | 22名 (令和6年度) |

取組8 人材確保の支援

UIJターンの人材を含めた雇用のマッチングや、就業者の確保・定着に向けた助成等の支援を行います。

また、関係機関と連携し、WEBサイトを活用するなどにより、市内企業の魅力を広く発信していきます。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|--------------|
| | 事業概要 | |
| 21 | 高知市インターンシップ促進補助金 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 就業体験を通じて求職者の職業選択能力及び就業意欲の向上を図るとともに、事業者の人材確保を支援するため、インターンシップの実施を促進し、その実施に要する経費の一部を補助するもの | |
| 22 | 高知市資格取得助成金 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 企業の人材定着を支援するため、市内中小企業が新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させた場合に、企業が負担した費用の一部を助成するもの | |
| 23 | 高知市外部人材活用促進事業 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 市内中小企業の人手不足や経営課題の解決を目的として、副業・兼業人材とのマッチングや伴走支援を通じ、外部人材の活用による企業の持続的成長と地域産業の振興を図るもの | |
| 1 | 中小企業等生産性向上設備導入支援事業費補助金【再掲】 | 産業政策課 |
| | 労働生産性の向上及び従業員の賃上げを図るため、中小企業等が行う先端設備の導入に要する経費の一部を補助するもの | |
| 24 | こうち奨学金返還支援事業 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 高知県及び地元企業と連携し、市内居住者を対象に奨学金返還支援を実施することで、若者の県内就職と定着を促進し、将来の産業を担う人材の活躍を後押しするもの(県補助への上乗せ) | |
| 25 | 無料職業紹介事業 | 産業政策課 |
| | 求職登録者に対し、職業紹介やカウンセリング等の支援を行うことにより、登録者の就職率の向上を図るもの | |
| 26 | 合同企業面談会等のマッチング支援策(地域雇用活性化推進事業) | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 市内企業と求職者の出会いの機会を創出するため、合同面接会等を開催し、雇用のミスマッチ解消と就職促進を図るもの | |
| 27 | 採用力・定着力を高める！選ばれる企業づくり実践セミナー <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 事業所の強みを明確化し、人手不足の解消に向けて、多様な人材が活躍できる柔軟な職場づくりの行動計画を策定するためのセミナーを実施するもの | |
| 28 | ぼっちりワークチャレンジ(短期職場体験) <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 高知市無料職業紹介所の求職者や外国人留学生(高度人材)等を対象に、短期の職場体験の機会を提供するもの | |

| | | |
|----|---|----------|
| 29 | 高知市 UI 孫ターン等支援補助金 | 移住・定住促進課 |
| | 県外在住者の本市への移住・定住を促進するため、県内企業へ正社員として就職または転職し、本市へ UI ターンした方に対し、転入費用及び定住費用を補助するもの(県補助への上乗せ) | |
| 30 | 高知市地方創生移住支援金 | 移住・定住促進課 |
| | 東京圏からの UIJ ターンを促進するため、東京 23 区在住者や通勤者が本市へ移住し、県内企業への就職・起業・テレワーク等により就業する場合に、移住支援金を支給するもの | |
| 31 | こうち介護カフェ | 介護保険課 |
| | 介護人材の離職防止と新規確保を目的に、SNS 発信や他事業所職員との交流を通じて、介護職がつながり・学び合う場として開催しているもの | |

取組9 事業所における人材育成の支援

関係機関と連携し、事業所で働く人の知識やスキルの向上を支援するとともに、情報交換の場の提供に努めます。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| | 事業概要 | |
| 3 | 高知市リスキリング支援事業【再掲】 New | 産業政策課 |
| | オンライン動画学習プラットフォームの使用ライセンスを、市内の希望事業者は無償で貸与し、社内業務のデジタル化や人材育成の推進を図るもの | |
| 22 | 高知市資格取得助成金【再掲】 New | 産業政策課 |
| | 企業の人材定着を支援するため、市内中小企業が新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させた場合に、企業が負担した費用の一部を助成するもの | |

取組10 働きやすい職場づくりの支援

関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍、多様な働き方等に関する情報提供・啓発を行うなど、働きがいにつながる取組を推進します。

また、勤労者交流館を拠点とした福利厚生事業を実施します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|--------------|
| | 事業概要 | |
| 32 | 高知市子育て支援企業認定促進助成金 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 男性育児休業の取得促進を通じ、就業意欲や定着率の向上、出生数の増加を図るため、「男性育児推進部門」認証や「くるみん」認定を受けた市内事業者に助成金を支給するもの | |
| 33 | 高知市技能功労者表彰 | 産業政策課 |
| | 永く同一職業に従事し、優れた技能によって社会に貢献した方々の功績をたたえるとともに、技能職者の社会的・経済的地位及び技能水準の向上を図るもの | |
| 34 | 高知市勤労者交流館の運営 | 産業政策課 |
| | 中小企業に雇用される勤労者等の勤労意欲及び技能の向上、並びに文化・教養・福祉の充実を図る事業を実施するとともに、勤労者の趣味、学習、交流の場として施設の貸出しを行うもの | |
| 35 | 高知市総合労働相談 | 産業政策課 |
| | 勤労者交流館において、専門のカウンセラーによる労働問題に関する相談を行うもの | |
| 36 | 企業への人権啓発活動の推進 | 人権同和・男女共同参画課 |
| | 事業者に対し、企業の社会的責任としての人権尊重の理念を普及し、人権意識の涵養を図るため、企業向け人権講演会を実施するとともに、市主催の講演会等への参加を広く周知するもの | |
| 37 | 高知市男女共同参画推進企業表彰 | 人権同和・男女共同参画課 |
| | 職場におけるジェンダー平等を推進するため、育児・介護休業制度の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍の促進など、男女共同参画の取組を積極的に実施している事業者を表彰するもの | |

取組 11 キャリア教育の推進

教育機関等※と連携した出前講座等によるキャリア教育の推進を図ります。また、インターンシップ等に取り組む事業者の情報提供や支援に努めます。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|----------------|
| | 事業概要 | |
| 38 | キャリア教育に係る講座 <i>New</i> | 産業政策課 政策企画課 |
| | 教育機関と連携し、出前講座等を通じてキャリア教育を行い、若者の就業意識向上と地元企業の認知度向上を図るもの | |

※教育機関等

学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

基本方針－4 事業承継の円滑化

【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－4 事業承継の円滑化」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

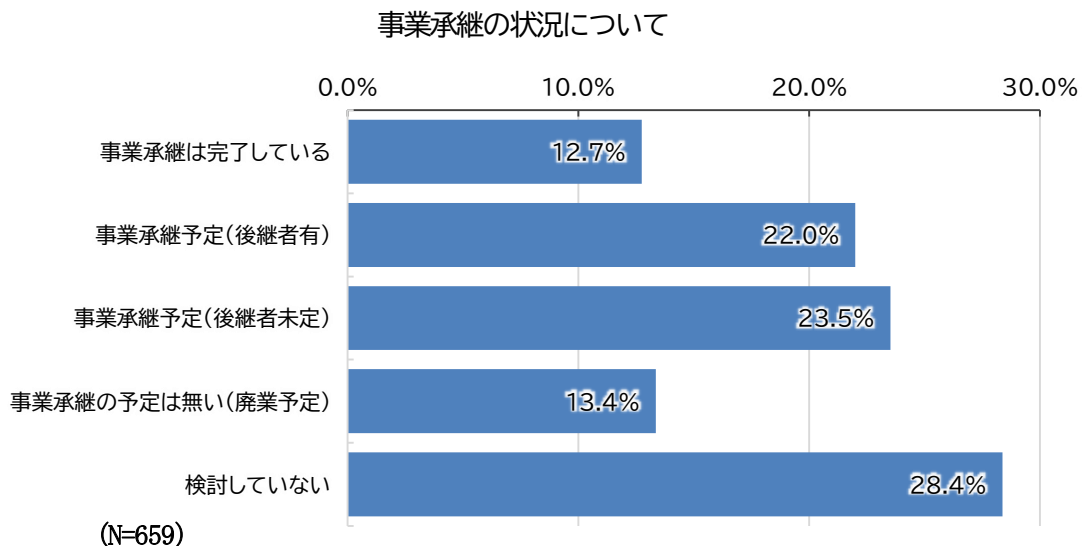
問4-6 事業承継の状況についてお聞かせください。

高知市の中小企業・小規模企業における事業承継の状況を見ると、「検討していない」が28.4%と最も多く、次いで「事業承継予定（後継者未定）」23.5%、「事業承継予定（後継者有）」22.0%となっています。一方で、「廃業予定」とする企業も一定数存在し、承継の課題が顕在化しています。

業種別にみると、「廃業予定」の割合は製造業で20.5%と最も高く、生活関連サービス業17.3%、卸小売業17.0%が続いており、これらの業種では事業承継が進みにくい状況が見て取れます。

企業規模別では、個人事業主で「廃業予定」が36.5%と突出しており、小規模事業者の承継困難さが顕著です。規模が大きくなるほど廃業予定は減少し、承継予定の割合が増える傾向にあります。

年齢別では、60代経営者で「事業承継予定（後継者未定）」が27.9%と最も多く、承継準備の緊急度が高まっています。70代以上では「事業承継予定（後継者有）」が44.2%と準備が進んでいる企業が多い一方で、「廃業予定」も15.6%存在し、事業継続の分岐点にあることが分かります。



【方向性】

1 円滑な事業承継に向けた支援

事業承継に必要とされる後継者育成や事業者への情報提供など、事業承継を円滑に進めることのできる環境づくりを支援します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---|---------------------|-----------------|-----------------|
| 本市の廃業事業所数 (出典:経済センサス活動調査) | 4,717 事業所 (令和3年) | 2,200 事業所 以下 | 2,100 事業所 以下 |
| 経営上の課題として、「後継者がいない」と回答した割合 (出典:事業者アンケート) | 23.5% (令和7年度) | 9.8% | 7.0% |

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|--|---------------|----------------|
| 高知県事業承継・引継ぎ支援センターにおける市内事業所の事業引継ぎ件数(譲渡件数) | 9件 (令和3年度) | 22件 (令和6年度) |

取組12 事業承継の支援

関係機関と連携し、事業承継に係る各種制度の情報提供などの支援を行います。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| 39 | 高知県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携による 事業承継啓発活動 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 事業承継引継ぎ支援センターと連携し、市内事業者に対し、事業承継の必要性を伝えるための啓発セミナーを実施するもの | |

基本方針－5 創業・起業の促進

【本市の現状】

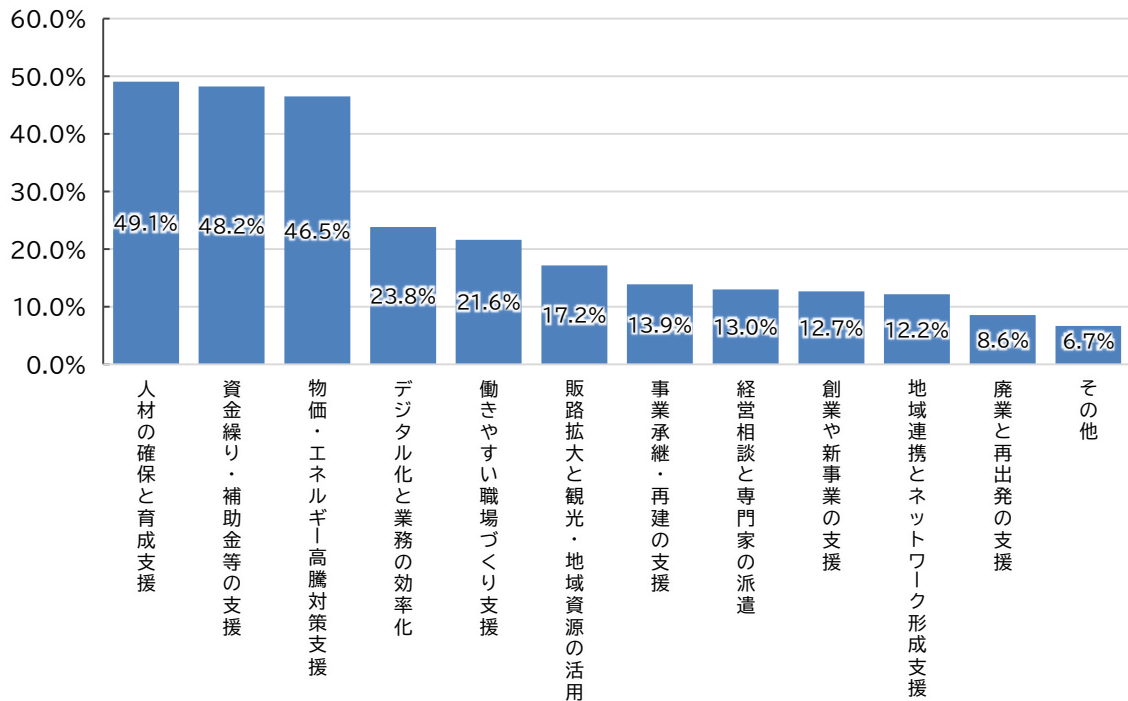
本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－5 創業・起業の促進」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問5-1 市の支援施策について、どのような分野に期待しますか。

市の支援施策への期待として「創業や新事業の支援」を選択した事業者は、全 583 事業者のうち 74 事業者（12.7%）でした。産業別の上位3分類は、卸売・小売業が 19 者、宿泊・飲食業が 13 者、建設業が 7 者となっています。

事業所規模別の上位3区分は、資本金 300 万～1,000 万円未満が 25 者、1,000 万～5,000 万円未満が 23 者、300 万円未満が 13 者となっています。

この結果から、比較的小規模から中規模の事業者において創業や新事業の支援へのニーズが高いことがうかがえます。



(N=583)

【方向性】

1 創業・起業に対する支援

新たな企業や事業の創出は、商品やサービスへの需要を喚起するとともに雇用の創出や地域経済の活性化につながることから、起業を志す人や新事業に挑戦する中小企業・小規模企業を支援し、事業の創出や拡大を後押しする取組を促進します。

2 企業誘致方針の転換

本市では多くの企業が人材不足を主要課題と捉えており、これまでの雇用創出に主眼を置いた企業誘致は、現状ではその重要性が低下しています。今後は本市の産業活性化や地域経済への影響を最優先に判断し、誘致企業の選定を慎重に行います。

3 企業立地への支援

用地不足や災害リスク等の現状課題を有する本市において、地域未来投資促進法を活用した将来の産業用地確保をめざし、高い付加価値を創出する企業の工場等の移転・新設を支援します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---------------------------------|----------------------|-----------------|-----------------|
| 本市の新設事業所数 (出典:経済センサス活動調査) | 3,706 事業所 (令和3年) | 1,641 事業所 以上 | 1,675 事業所 以上 |
| 市内民営事業所数【再掲】 (出典:経済センサス活動調査) | 15,661 事業所 (令和3年) | 15,598 事業所 | 15,492 事業所 |

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 高知市企業誘致件数(累計) (出典:市産業政策課) | 22 者 (令和4年度) | 28 者 (令和7年度) |
| 市内の商店街の空き店舗率 (出典:市商業振興課) | 18.7% (令和4年度) | 17.7% (令和6年度) |

取組 13 企業立地への支援

本市の産業活性化や地域経済の浮揚に資する企業の誘致を行います。また、産業団地に工場等を新設する企業への助成等を行います。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|-------|
| | 事業概要 | |
| 40 | 産業団地の整備 | 産業政策課 |
| | 用地不足や災害リスク等の現状課題を有する本市において、地域未来投資促進法を活用した将来の産業用地確保を視野に入れ、高い付加価値を創出する企業の工場等の移転・新設を支援するもの | |
| 41 | 企業立地助成金 | 産業政策課 |
| | 本市への企業立地を促進し、地域産業の活性化を図るため、産業団地等に工場等を新設する事業者に対して助成金を交付するもの | |
| 42 | 企業誘致推進事業 | 産業政策課 |
| | 若者や女性などの就職ニーズに合った事務系企業やコンテンツ関連企業等の誘致を進め、雇用機会の創出と地域定着を図るもの | |

取組 14 創業・事業拡大・新分野開拓への支援

創業希望者や事業拡大を検討している事業者への助成等を行います。また、関係機関と連携し、創業希望者や創業後間もない事業者に対し、段階に応じた情報提供や相談支援を行います。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| | 事業概要 | |
| 43 | 空き店舗活用創業支援事業費補助金 | 商業振興課 |
| | 商店街や中心市街地の空き店舗で事業を営む者に対し、店舗賃借料の一部を補助することで、空き店舗の活用と中心市街地のにぎわい創出を図るもの | |
| 44 | チャレンジショップ事業補助金 | 商業振興課 |
| | 事業者等の育成支援や商店街のにぎわい創出及び活性化を図るため、商店街内の空き店舗を活用したチャレンジショップの運営に要する経費を補助するもの | |
| 45 | 関係機関と連携した起業支援に関する取り組みの推進 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 高知県、こうちスタートアップパーク、高知イノベーションベース、金融機関、よろず支援拠点、商工会議所などの関係機関と連携し、効果的な起業支援の周知を行うもの | |
| 23 | 高知市外部人材活用促進事業【再掲】 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 市内中小企業の人手不足や経営課題の解決を目的として、副業・兼業人材とのマッチングや伴走支援を通じ、外部人材の活用による企業の持続的成長と地域産業の振興を図るもの | |

基本方針－6 新商品開発・販路開拓の促進

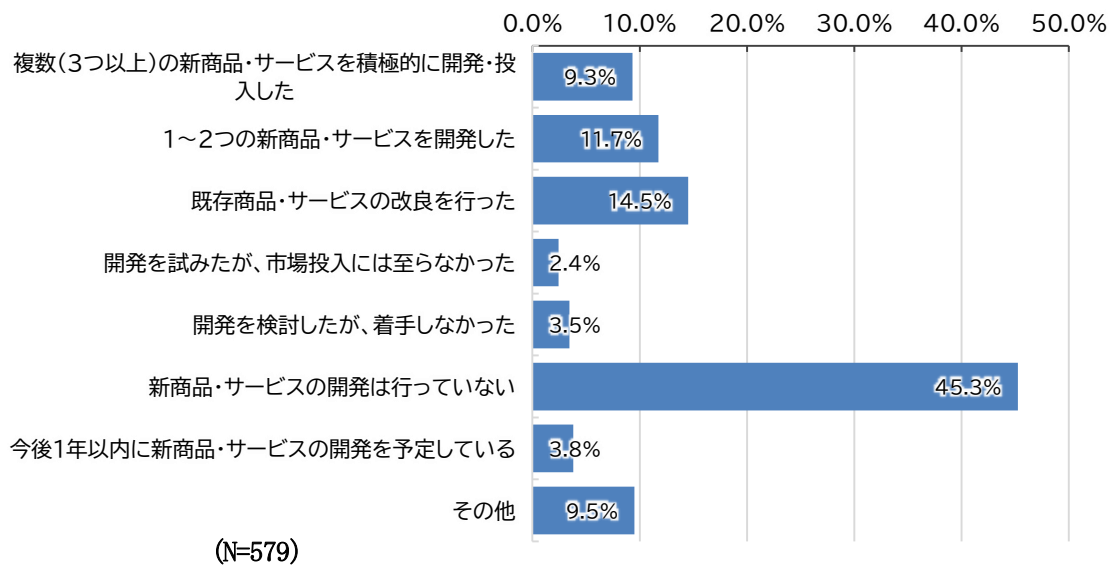
【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－6 新商品開発・販路開拓の促進」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問4-4 過去3年間の新商品・サービス開発状況について教えてください。

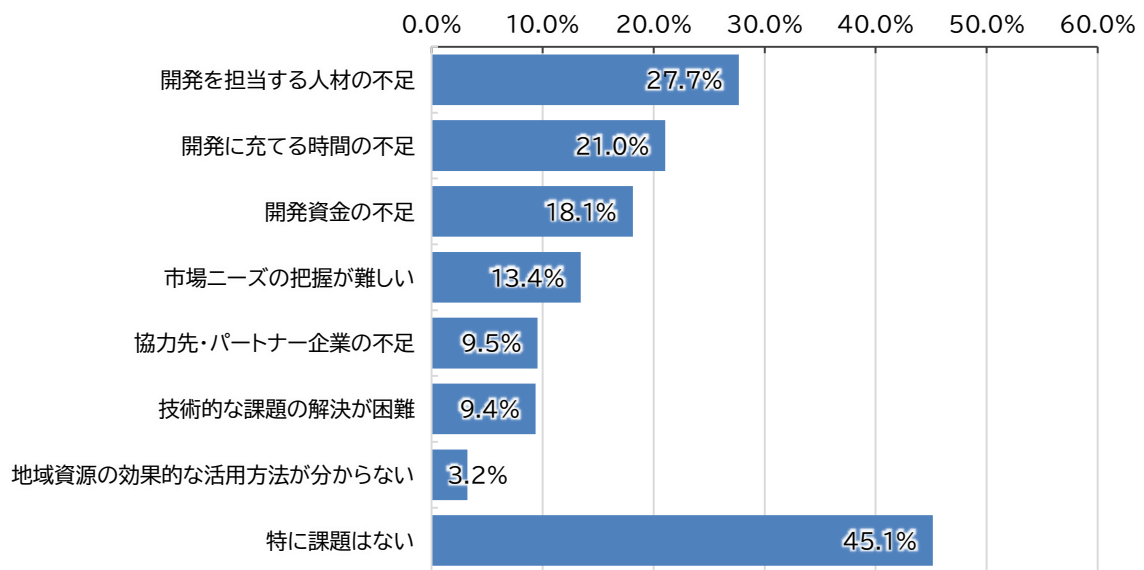
過去3年間の新商品・サービス開発状況について、「新商品・サービスの開発は行っていない」が50.1%で最も多く、次いで「既存商品・サービスの改良を行った」が15.9%、「1～2つの新商品・サービスを開発した」が13.1%の順となっています。

産業分類別では、宿泊飲食業において「複数（3つ以上）の新商品・サービスを積極的に開発・投入した」が24.0%と最も高く、コロナ禍からの回復過程で新たなサービス創出に積極的に取り組んでいることが伺えます。生活関連サービスでも「1～2つの新商品・サービスを開発した」が23.8%と高い水準にあります。



問4-5 新商品・サービス開発における課題は何ですか。

新商品・サービス開発における課題について、「特に課題はない」が45.1%で最も多く、次いで「開発を担当する人材の不足」が27.7%、「開発に充てる時間の不足」が21.0%の順となっています。課題として内部リソース（資金、人材、時間）の問題が多く、情報提供やマッチング機会の創出より、内部リソースを補完する施策の検討が必要であることが表れています。



(N=618)

【方向性】

1 中小企業・小規模企業の売上拡大に向けた支援

地場産業の強みを生かしたものづくりや生産性向上を支援しつつ、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発や付加価値の高い商品開発、さらには海外を含む新たな市場開拓など、中小企業・小規模企業の新事業展開を後押しする取組を推進します。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|----------------------------------|----------------------|------------|------------|
| 本市の事業所における付加価値額 (出典: RESAS) ※ | 11,877 億円 (平成30年) | 12,236 億円 | 12,606 億円 |
| 製造業の製造品出荷額等 (出典: 経済構造実態調査) | 1,967 億円 (令和3年) | 1,993 億円 | 2,053 億円 |

※ RESAS (地域経済循環図による「生産(付加価値額)」の額)

【参考指標】

| 項目 | 策提時の値 | 直近値 |
|--------------------------------------|----------------------|-----|
| 本市の販路拡大支援対象事業者の 商談成約額(出典: 市外商支援課) | 49,077 千円 (令和3年度) | — |

取組 15 新商品開発・地域資源活用への支援

事業者の技術向上や新商品の開発、産学官連携を推進し、地域資源の有効活用を図る取組を支援します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|--------------|
| | 事業概要 | |
| 46 | 新商品の開発支援(地域雇用活性化推進事業) <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| | 地域資源を活用した食料品製造業者を 10 社程度選定し、商品力の強化に向けて、事業所のレベルに応じた支援を行うもの | |
| 23 | 高知市外部人材活用促進事業【再掲】 <i>New</i> | 産業政策課 |
| | 市内中小企業の人手不足や経営課題の解決を目的として、副業・兼業人材とのマッチングや伴走支援を通じ、外部人材の活用による企業の持続的成長と地域産業の振興を図るもの | |

取組16 販路開拓・販売促進への支援

関係機関と連携し、地場製品の販路開拓や販路拡大の取組を進めます。また、都市部や国内外への販路拡大や、見本市への出展や商談会への参加など、新たなチャレンジに挑む中小企業・小規模企業の取組への助成等を行います。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|-------|
| | 事業概要 | |
| 47 | 販路拡大サポート事業補助金 | 外商支援課 |
| | 積極的に取引開拓に取り組む中小企業者に対し、見本市への出展やそれに伴う出張旅費、広告掲載等の商品発信に要する経費の一部を補助するもの | |
| 48 | れんけいこうち新市場開拓支援事業費 | 外商支援課 |
| | 見本市への共同出展やバイヤー招聘型商談会の開催などを通じて、新市場の開拓と商品の定番化を図るとともに、圏域市町村が連携して外商活動を行うことで、経済効果の波及を促進するもの | |
| 49 | れんけいこうち地場産品販路拡大推進事業 | 外商支援課 |
| | 県内最大の消費地である高知市において、地場産品の展示・販売の場を確保し、圏域事業者の販売支援及び商品力の向上を図るもの | |

| | | |
|----|--|--------------|
| | れんけいこうち伝統産業推進事業 | 外商支援課 |
| 50 | EC サイト等を活用して伝統的製品の知名度向上を図るとともに、県内外における販路拡大を支援するもの | |
| | マーケティング力強化セミナー <i>New</i> | 高知市雇用創出促進協議会 |
| 51 | 売れる商品づくりから売れる仕組みづくりまで、最新の市場動向等を踏まえたマーケティング戦略の策定・実施プロセスを総合的に学ぶことで、経営戦略の習得及び企業のマーケティング力を強化するもの | |
| | 商談会やテストマーケティングに対する支援(地域雇用活性化推進事業) | 高知市雇用創出促進協議会 |
| 52 | 営業力の定着に向け、商談会への参加を支援するとともに、商談後の成約に向けたアフターフォローや、商談成立までのプロセスに重点を置いた個別支援を行うもの | |
| | ふるさと納税を通じた地域資源の活用 <i>New</i> | 外商支援課 |
| 53 | ふるさと納税制度を通じて地場製品の魅力を全国に発信し、地域ブランドの認知度向上及び販路拡大につなげるもの | |
| | 高知市外部人材活用促進事業【再掲】 <i>New</i> | 産業政策課 |
| 23 | 市内中小企業の人手不足や経営課題の解決を目的として、副業・兼業人材とのマッチングや伴走支援を通じ、外部人材の活用による企業の持続的成長と地域産業の振興を図るもの | |

基本方針－7 地域内循環の促進

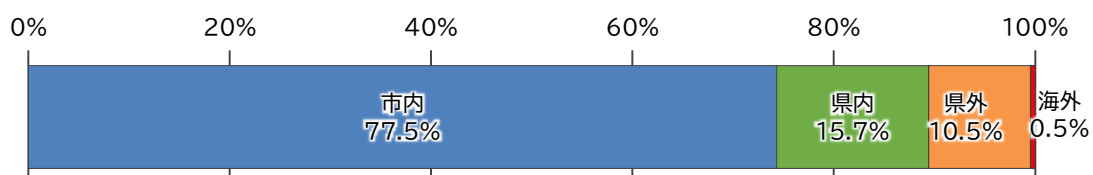
【本市の現状】

本市が実施したアンケート調査結果のうち、「基本方針－7 地域内循環の促進」に関する設問の主な傾向は以下のとおりです。

問2-1 現在の販売先・仕入先について、所在地別の割合(概算)をご記入ください。

最も取引割合の高い販売先について

各事業所の回答で最も取引割合の高い販売先をみると、「高知市内」が77.5%で最も多く次いで「高知県内」が15.7%、「高知県外」が10.5%の順となっています。

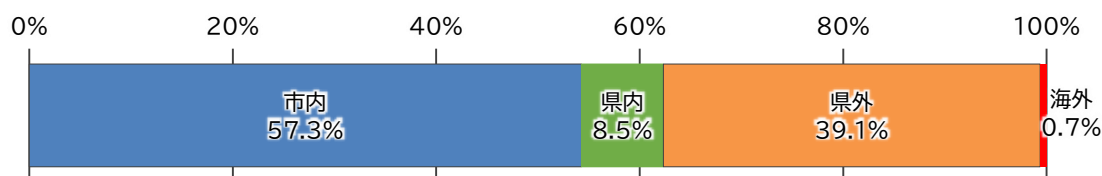


(N=617)

- ※ グラフ内数値は、販売先として最も多かった取引先として答えた企業の割合
(具体例：販売先として、市内が最も多いとする企業が、全体回答数の74.3%いた)
- ※ 同率一位のケースがあるため合計値は100%を超える。

最も取引割合の高い仕入先について

各事業所の回答で最も取引割合の高い販売先をみると、「市内」が57.3%で最も多く次いで「県外」が39.1%、「県内」が8.5%の順となっています。



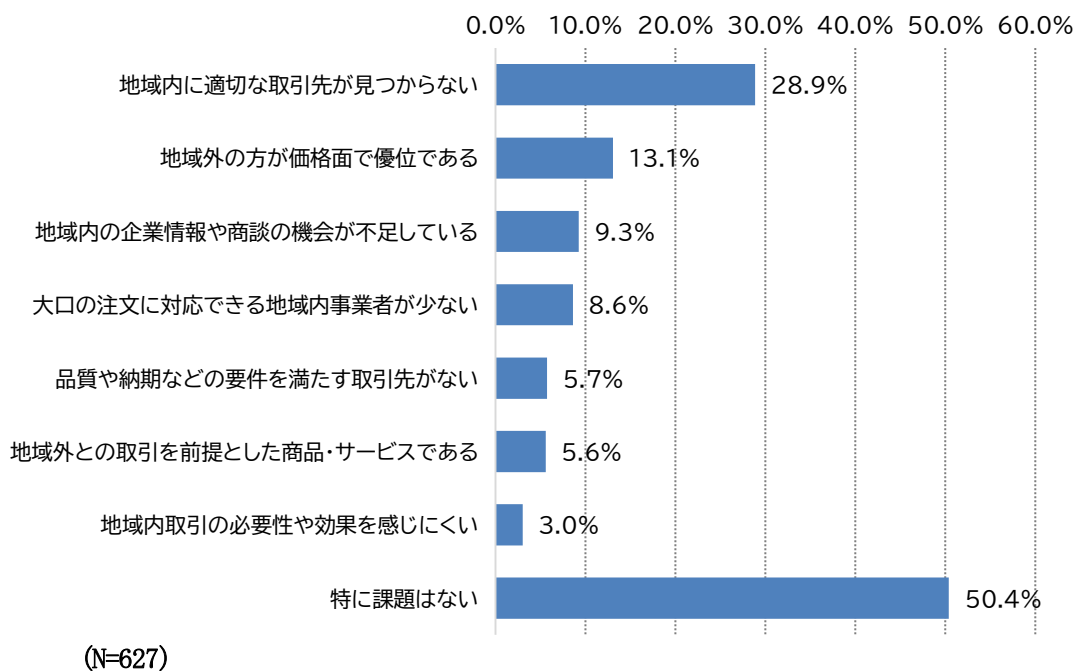
(N=599)

- ※ グラフ内数値は、仕入先として最も多かった仕入先として答えた企業の割合
- ※ 同率一位のケースがあるため合計値は100%を超える。

問2-2 地域内での取引を増やす上での課題を教えてください。

地域内での取引を増やす上での課題について、「特に課題はない」と回答した割合は50.4%で最多となっています。また、次いで「地域内に適切な取引先が見つからない」が28.9%、「地域外の方が価格面で優位である」が13.1%となっています。

課題を抱える企業の中では、「適切な取引先が見つからない」が最大の課題となっており、これは地域内の事業者間マッチング機能の不足を示しています。「地域外の価格優位性」(13.1%)は競争力格差の問題を、「企業情報・商談機会の不足」(9.3%)は情報流通の課題を表しています。



【方向性】

1 公共調達における中小企業・小規模企業の受注機会拡大

本市が行う公共調達において、市内で調達可能なものは市内事業者から購入することで、中小企業・小規模企業の受注機会を拡大し、事業者・生産者の収入増や地場製品の消費拡大を通じて地域経済の活性化を図ります。

2 観光振興・中心市街地の活性化による賑わい創出

情報化社会やライフスタイルの変化に対応して観光振興を推進するとともに、社会情勢の変化により生じた中心市街地の課題を解消し、商業・観光・文化など幅広い事業者の振興を通じて、外貨の獲得や集客、賑わいの場の創出につなげます。

【数値目標】

| 項目 | 直近値 | 目標値(令和7年度) | 目標値(令和9年度) |
|---|--------------------------------------|------------|------------|
| 本市公共調達における市内事業者への発注割合(契約課発注分) | 建設工事:96.9%物 品購入等:70.4% (令和6年度) | 原則100% | 原則100% |
| 事業所の高知市内での仕入れ割合 (全事業所の平均) (出典:事業者アンケート) | 57.3% (令和7年度) | 50.0%以上 | 50.0%以上 |
| 県外観光客消費額 ※ (出典:市観光企画課) | 981 億円 (令和6年度) | 997 億円 | 1,027 億円 |

※ 県外観光客消費額(高知県値)×0.75 をもって高知市の概算額として集計

【参考指標】

| 項目 | 策定時の値 | 直近値 |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 中心市街地の歩行者通行量 (出典:市商業振興課) | 104,188 人 (令和3年度) | 114,913 人 (令和6年度) |
| 市内の商店街の空き店舗率 【再掲】(出典:市商業振興課) | 18.7% (令和4年度) | 17.7% (令和6年度) |
| 市域の地域経済循環率 (出典:RESAS) | 92.0% (平成30年) | 90.8% ※ (令和2年) |

※ 出典:「地域経済循環分析」(環境省、株式会社価値総合研究所)

取組 17 公共調達の推進

「高知市入札・契約制度基本方針」及び関係規定に基づき、適切な公共調達を推進します。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|--|-----|
| | 事業概要 | |
| 54 | 高知市入札・契約制度基本方針等に基づく公共調達の実施 地域内循環の促進に資する公共調達として、競争性・公平性・公正性及び透明性を高めるとともに、調達物品等の品質、価格及び履行の適正を確保し、あわせて労働者の適正な労働条件を確保するなど、社会的価値の実現を図るもの | 各課 |

取組 18 集客や賑わいの場の創出

「高知市観光振興計画」及び「高知市中心市街地活性化基本計画」に基づき、観光の振興及び中心市街地の活性化を推進します。

観光客の増加につながる高知港への航路誘致、寄港誘致等のポートセールスを実施していきます。

| No. | 事業(取組)名 | 担当課 |
|-----|---|---------|
| | 事業概要 | |
| 55 | 中心市街地活性化推進補助金(TMO 補助金) | 商業振興課 |
| | 本市中心市街地の商業機能強化を図るために策定された「高知 TMO 構想」を推進し、より魅力ある中心街の形成と集客力の向上を図るため、各種事業を展開するもの | |
| 43 | 空き店舗活用創業支援事業費補助金【再掲】 | 商業振興課 |
| | 商店街や中心市街地の空き店舗で事業を営む者に対し、店舗賃借料の一部を補助することで、空き店舗の活用と中心市街地のにぎわい創出を図るもの | |
| 44 | チャレンジショップ事業補助金【再掲】 | 商業振興課 |
| | 事業者等の育成支援や商店街のにぎわい創出及び活性化を図るため、商店街内の空き店舗を活用したチャレンジショップの運営に要する経費を補助するもの | |
| 56 | 街路市の活性化に向けた取組 | 商業振興課 |
| | 来場者の減少や出店者の高齢化・減少といった喫緊の課題の解決に取り組み、地域資源である街路市の発展及び活性化を推進するもの | |
| 57 | 地域内での経済循環を進めるための啓発 | 産業政策課 |
| | 民や事業者を対象に、地域内での経済循環を促進するための啓発事業について、新たに実施を検討するもの | |
| 58 | 観光客誘致に向けた取組 | 観光魅力創造課 |
| | 観光魅力の創造を目的として、観光プロモーション活動や効果的な情報発信等を行い、観光の推進を図るもの | |
| 59 | ウィンターナイトキャンペーン開催事業 | 観光企画課 |
| | 観光客受入れの閑散期にあたる冬季の観光需要を喚起するため、クリスマスをテーマとしたイベントの開催等を行い、誘客の促進につなげるもの | |
| 60 | れんげいこうち大型船舶寄港誘致 | 外商支援課 |
| | 高知港へ寄港する客船等の乗客に対し、高知らしい歓迎行事やお見送りなどのおもてなしを行い、高知の魅力 PR するとともに、客船の定着化や新たな寄港の誘致を進める。あわせて、県下市町村の新たな観光資源を掘り起こし、乗船客による圏域周遊の促進を図るもの | |

第4章 推進と管理の仕組み

1 推進体制

(1) 庁内体制

本戦略プランの推進に当たっては、部長級で構成される庁議及び副部長級で構成される企画調整会議において振興施策等について協議するほか、商工振興部を中心に関係部局が連携し、必要に応じてPT(プロジェクトチーム)を形成し、具体的な事項の検討を行います。

(2) 「高知市中小企業・小規模企業振興審議会」

振興条例第13条の規定に基づき設置する「高知市中小企業・小規模企業振興審議会」において、中小企業関係団体、金融機関、大学、国・県の関係部署、事業者の方々を委員として委嘱し、それぞれの視点から意見をいただきながら、振興施策に反映します。

(3) 関係機関との連携

中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育関係等の関係機関と相互に情報交換・共有を行い、それぞれの役割分担の下で振興施策を展開していきます。

2 進捗管理

本戦略プランの実効性を高めていくため、基本方針と各取組について数値目標として重要業績評価指数(KPI)を設定し、客観的な効果検証を行うとともに、PDCAサイクルによる適切な進捗管理が重要となります。

このため、本市及び関係機関等における本戦略プランに基づく具体的な施策の実施状況を年度ごとに確認するとともに、定期的に事業者アンケートを実施することで、計画の進捗状況を把握し、以後の計画に反映していきます。

また、計画の進捗状況は、ホームページ等で広く市民に公表します。

3 SDGs (持続可能な開発目標)との関連性

SDGs (「Sustainable Development Goals」の略)とは、「持続可能な開発目標」のことで、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと、169のターゲット(達成目標)で構成されており、本戦略プランとも関連性があることから、本戦略プランの7つの基本方針とSDGsの17のゴールとの主な関連性を示します。

参考 SDGsの17のゴール



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※SDGsのアイコン 出典：国際連合広報センターのWebサイトから

| | |
|------------------------|--|
| 基本方針1 経営基盤の強化 |      |
| 基本方針2 経営安定化の促進 |    |
| 基本方針3 人材育成・人材確保の促進 |     |
| 基本方針4 事業承継の円滑化 |    |
| 基本方針5 創業・起業の促進 |    |
| 基本方針6 新商品開発・販路開拓の促進 |   |
| 基本方針7 地域内循環の促進 |     |

1 高知市中小企業・小規模企業振興条例

(令和4年7月1日条例第33号)

前文

高知市は、北は険しい山々、南は雄大な太平洋に挟まれ、それを幾つもの河川がつなぐ四季の移ろいを感じられる自然の恵みを背景に、県内の人と企業が集積する中核都市として独自の産業構造を紡いできた。

高温多雨な気候で育つ色とりどりの野菜や、黒潮の流れで運ばれる脂の乗ったカツオが食卓を彩り、土佐のおきゃく文化を代表する皿鉢料理や、江戸時代から続く街路市など良質な食文化が存在する全国でも有数の観光都市として知られる。

戦後の不況の中で市民の健康と商業の発展を祈願して始まったよさこい祭りは、鳴子のリズムに乗って老若男女がエネルギーに舞う姿に魅せられ、今や国内外から踊り子や見物人が訪れる日本を代表する祭りへと成長した。

自然や歴史に生まれ、坂本龍馬を筆頭に気さくであけっぴろげな土佐人気質は、全国に誇る商業都市の礎として産業の発展を支えてきた。

その中であって、市内の企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の経済と雇用を下支えし、地域社会の担い手として、高知市の発展と市民生活の向上に寄与してきた。

しかしながら、これから先、少子高齢化の進展で、市場規模の縮小や労働力人口の減少がもたらされることで、経済を取り巻く環境は厳しさを増すことが予測される。

中小企業・小規模企業を振興し、経済の持続的な成長と市民生活の向上を図るためには、中小企業者及び小規模企業者の自助努力とともに、市、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が一体となって中小企業・小規模企業の事業活動を支えることで、地域の豊かな資源をいかしつつ、未来に挑戦する活力ある産業が発展するまち高知市の実現に向けた取組が必要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興を高知市の重要な課題と位置付け、中小企業・小規模企業の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内（以下「市内」という。）に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 中小企業者及び小規模企業者の総称をいう。

- (4) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経済同友会、中小企業家同友会その他中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合等の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (6) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。
- (8) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内に事務所等を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 経営の革新 法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。
- (10) 創造的な事業活動 法第2条第3項に規定する創造的な事業活動をいう。
- (11) 経営資源 法第2条第4項に規定する経営資源をいう。
- (12) キャリア教育 一人一人の社会的及び職業的自立に向け、必要な基盤となる能力及び態度を育てることを通して、職業能力の発達を促す教育をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本市経済の発展及び雇用の機会の創出を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等が相互に連携して推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術その他の本市が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が次代を担う若者を始めあらゆる人の働く場として魅力あるものとなるよう推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業者の経営規模を勘案して推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、中小企業・小規模企業の振興のための施策（以下「振興施策」という。）を実施するものとする。

- (1) 市、中小企業・小規模企業、中小企業関係団体、金融機関等、大学等及び教育機関等並びに市民等との連携及び協力を推進すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の新商品の開発、新たな販売方式の導入等による経営の革新を支援すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の新技術の活用、新たな経営管理方法の導入等による創造的な事業活動の促進及び創業の促進を支援すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の生産設備の更新、技能の向上等による経営資源の活用が活性化されるよう支援すること。

(5) 中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の確保、育成及び定着を支援すること並びにキャリア教育の充実を支援すること。

(6) 中小企業・小規模企業の振興を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うこと。
(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき、振興施策を定め、周知し、及び実施しなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合は、本市の経済の発展及び雇用の安定に資するよう中小企業・小規模企業の受注の機会の増大に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 自主的な努力による経営改善、技術の高度化等を通じて経営基盤を強化すること。
- (2) 自らの社会的責任を認識し、本市経済の発展及び市民生活の向上に貢献すること。
- (3) 市、中小企業関係団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力すること。
- (4) 大学等との連携により新産業を創出し、及び専門的技術を有する人材を育成すること。
- (5) 他の中小企業・小規模企業により生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用するほか、他の中小企業・小規模企業と連携し、及び協力すること。

(中小企業関係団体の役割)

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫による取組を支援するよう努めるものとする。

2 中小企業関係団体は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が自主的に経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大の支援等を行い、中小企業・小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策及び事業に協力するよう努めるものとする。

(大学等及び教育機関等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、自らの研究に努めることで、新産業の創出及び専門的技術を有する人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関等は、職場体験活動、職業体験その他の社会的及び職業的に自立するために必要な資質及び能力を育成するキャリア教育の充実を努めるものとする。

(市民等の理解及び協力)

第10条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展、雇用の機会の創出及び市民生活の向上に果たす役割の重要性について理解を深め、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品を消費し、又は提供されるサービスを利用することにより、中小企業・小規模企業の健全な育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興戦略プラン)

- 第11条 市長は、基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興戦略プラン（以下「戦略プラン」という。）を策定するものとする。
- 2 戦略プランには、中小企業・小規模企業の振興を総合的かつ戦略的に行うための目標、施策その他必要な事項を定めるものとする。
 - 3 市長は、戦略プランの策定に当たっては、中小企業・小規模企業その他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、戦略プランを策定したときは、速やかにこれを公表し、周知するものとする。
 - 5 市長は、中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化を勘案し、及び振興施策の効果を検証し、おおむね5年ごとに戦略プランに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 6 市長は、戦略プランに基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。
 - 7 第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による戦略プランの変更について準用する。

(財政上の措置)

第12条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(高知市中小企業・小規模企業振興審議会)

第13条 中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項を審議するため、高知市中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、中小企業・小規模企業の振興の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第14条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関し、専門的な知識を有する者
- (2) 中小企業関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市中小企業・小規模企業振興審議会規則

(令和4年7月1日規則第95号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市中小企業・小規模企業振興条例（令和4年条例第33号）第14条第5項の規定に基づき、高知市中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第4条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工振興部産業政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開催される会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市中小企業・小規模企業振興戦略プラン

発行日：2026(令和8)年 月改定

発 行：高知市商工振興部産業政策課

〒780-8571

高知県高知市本町5丁目1番45号 第二庁舎2階

T E L (088) 823-9456

F A X (088) 823-9492

E-mail kc-150600@city.kochi.lg.jp
